

抜本的税制改革のゆくえ

中央大学大学院総合政策研究科

政策創見ネット21事務局長

矢尾板俊平

yaoita-shunpei@rieti.go.jp

2008年の財政と税制のテーマ

- 財政再建か、「ばらまき」予算の復活か
 - 2011年度に基礎的財政収支(プライマリーバランス)を黒字化する財政健全化目標の堅持
 - 格差問題の政治問題化による歳出増加圧力
 - **Pay as you go 原則の徹底が重要**
- 抜本的税制改革の意義
 - 「**社会保障財源の確保**という視点も加え総合的に考慮したとき、日本の持続可能性を高めるための制度改革として、最も重視すべきは**税制改革**であろう。柱は**消費税増税**と**法人税減税**である。(横山(2007))」

抜本的税制改革の柱

- 消費税増税
 - 高齢者も負担する消費税の税収を主な財源とした基礎年金の国庫負担増は少子高齢化時代の国民生活の持続可能性を高めるもの(横山 2007)
 - 税負担の中立性を、所得間から世代間へ
- 法人税減税
 - 国際競争力確保を通じ日本の国家としての持続可能性を高めるもの(横山 2007)

国際的な税制改革の潮流

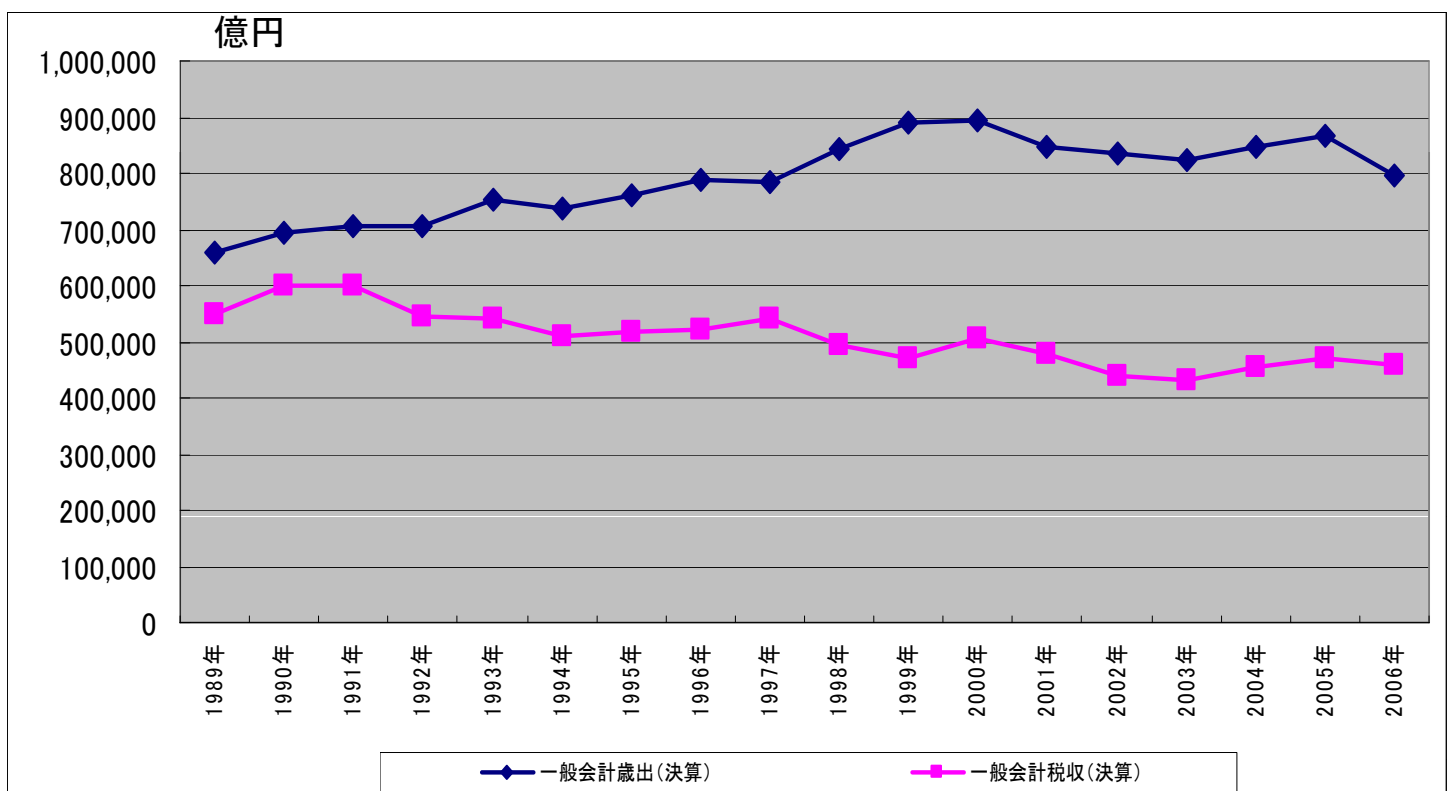
- EU諸国
 - 国際競争力確保の視点から法人税の減税合戦を行い、付加価値税中心の税制への移行を加速
- 米国
 - 2005年の税制改革大統領諮問パネルの報告書で、消費ベースの課税を中心とする税制への展望が示された

なぜ、抜本的税制改革が必要なのか

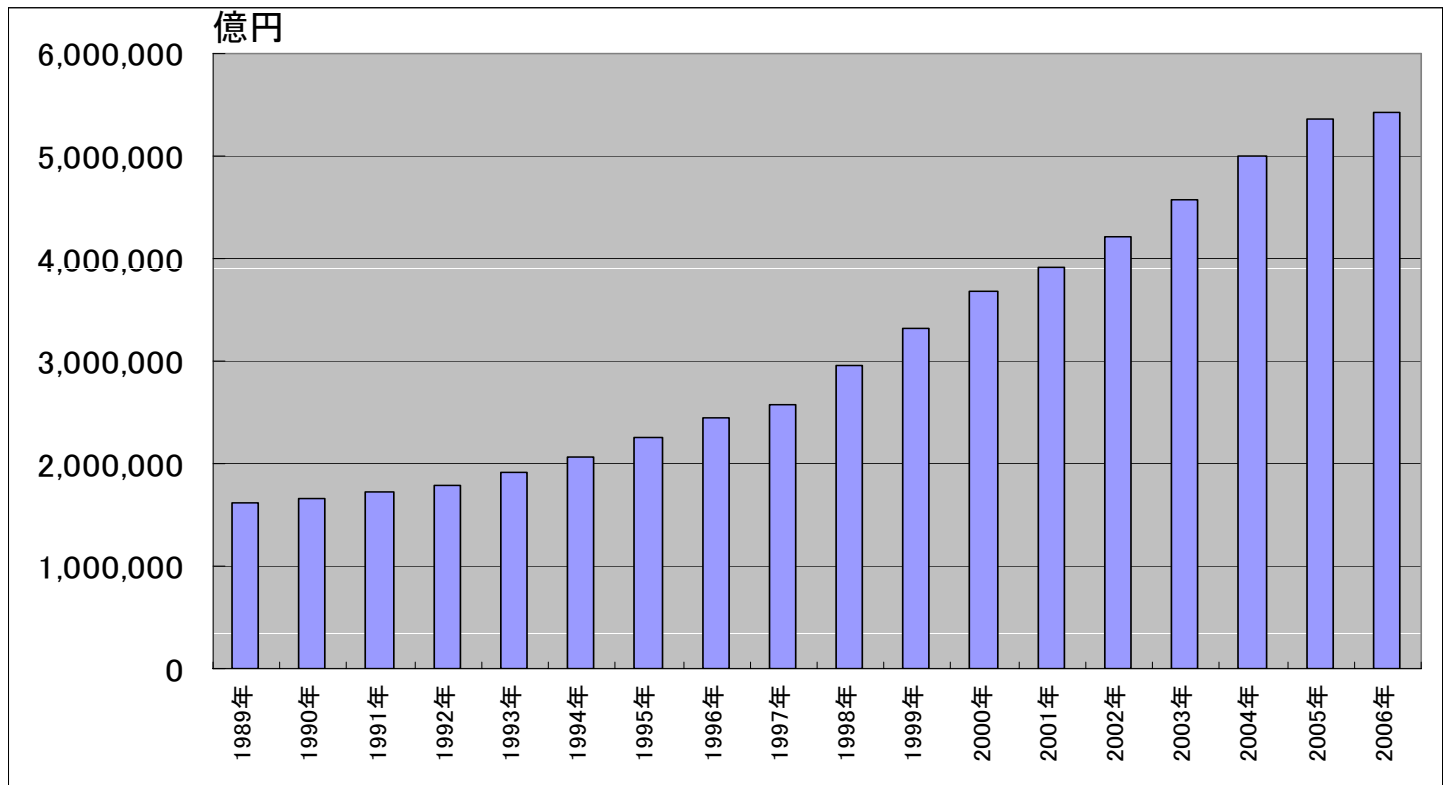
- **財政の持続可能性の問題**
 - 歳出・歳入一体改革のゆくえ
 - 格差問題による歳出増圧力
- **社会構造、経済環境の変化**
 - 経済の安定成長化
 - 景気拡張は続くも、その波及効果は？
 - 景気減速のリスク要因は？
 - 人口減少化、少子化、高齢化
 - 経済成長のマイナス要因：生産性
 - 税負担の世代間中立性の問題
 - 就業形態の多様化
 - ワークライフバランスと税制
 - グローバル化

財政の持続可能性

一般会計の歳出と税収の推移

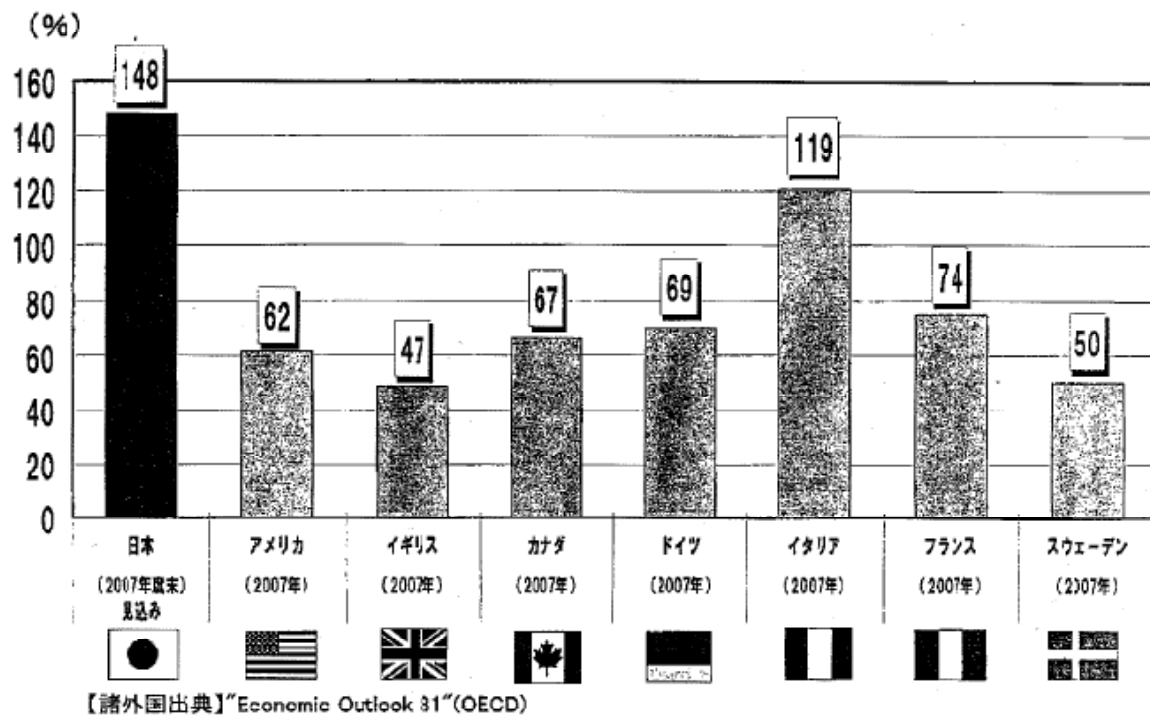


政府長期債務の累積の推移



財務省『平成18年度版図説日本の財政』のデータを基に、筆者作成

債務残高対GDP比の国際比較



第3章 財政健全化への取組

1. 歳出・歳入一体改革に向けた取組

(2) 財政健全化の時間軸と目標

財政健全化第Ⅱ期 (2007年度～2010年代初頭)

(財政健全化の第一歩である基礎的財政収支黒字化を確実に実現)

- ・ 第Ⅰ期と同程度の財政健全化努力を継続し、2011年度には国・地方の基礎的財政収支を確実に黒字化する。
- ・ 財政状況の厳しい国の基礎的財政収支についても、できる限り均衡を回復させることを目指し、国・地方間のバランスを確保しつつ、財政再建を進める。
- ・ 地方については、国と歩調を合わせた抑制ペースを基本として歳出削減を行いつつ、歳入面では一般財源の所要総額を確保することにより、黒字基調を維持する。

財政健全化第Ⅲ期 (2010年代初頭～2010年代半ば)

(持続可能な財政とすべく、債務残高GDP比の発散を止め、安定的引下げへ)

- ・ 基礎的財政収支の黒字化を達成した後も、国、地方を通じ収支改善努力を継続し、一定の黒字幅を確保する。その際、安定的な経済成長を維持しつつ、債務残高GDP比の発散を止め、安定的に引き下げることを確保する。
- ・ 国についても、債務残高GDP比の発散を止め、安定的に引き下げることを目指す。

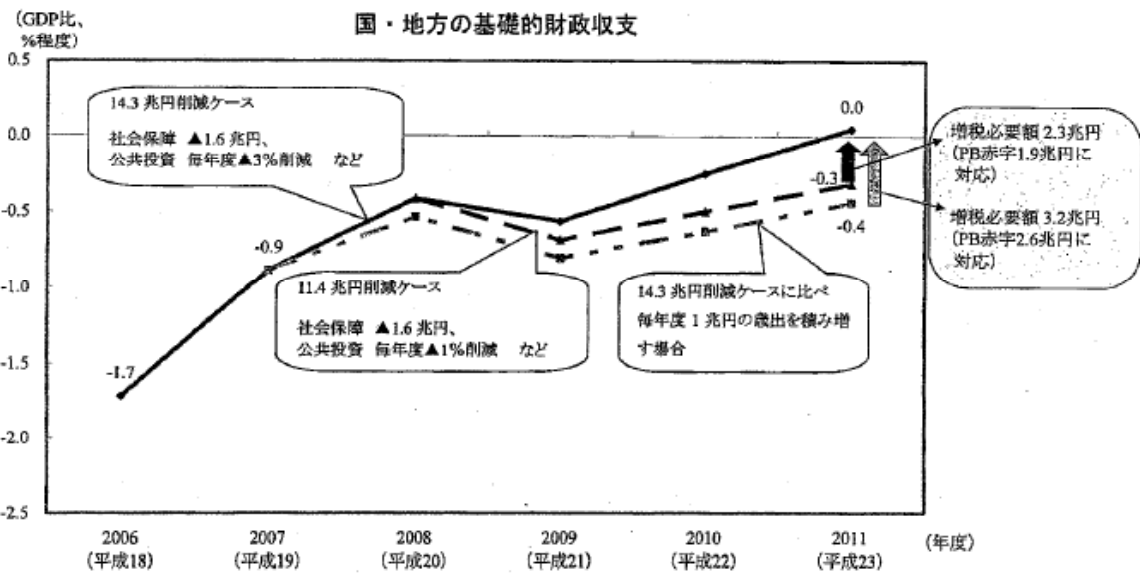
27

税制調査会答申『抜本的な税制改革に向けた基本的考え方』(平成19年11月):参考資料より抜粋

2011年度に向けての歳出の異なる姿 (当面の選択肢)

① 新成長経済移行シナリオ (名目成長率 3.0%、実質成長率 2.4% ; 2007年度～2011年度平均)

経済財政諮問会議 (H19.10.17)
「給付と負担の選択肢について」
(有識者議員提出資料)



(注)

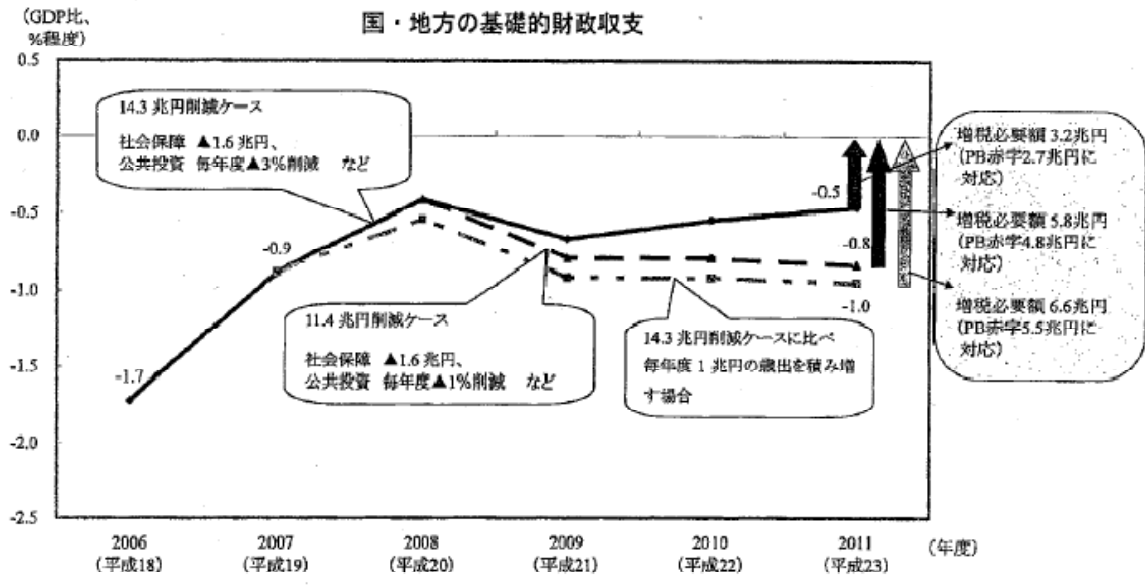
1. 14.3兆円削減ケース、11.4兆円削減ケースは、「日本経済の道路と戦略」年次改定試算(平成19年8月6日経済財政諮問会議提出資料)に2008年度概算要求基準を反映させたもの。
2. 増税必要額は、2011年度に消費税と所得税半々の増税を行い、2011年度の基礎的財政収支(PB)均衡を実現する場合の所得税と消費税の増収額。増税による経済の押し下げ効果や物価に与える影響等を加味するため、増収額とPB赤字は一致しない。
3. 14.3兆円削減ケースと11.4兆円削減ケースでは、公共投資、その他分野の歳出の削減額が異なる。

税制調査会答申『抜本的な税制改革に向けた基本的考え方』(平成19年11月):参考資料より抜粋

2011年度に向けての歳出の異なる姿（当面の選択肢）

② 成長制約シナリオ（名目成長率 2.2%、実質成長率 1.6%；2007年度～2011年度平均）

経済財政諮問会議（H19.10.17）
「給付と負担の選択肢について」
（有識者議員提出資料）



(注)

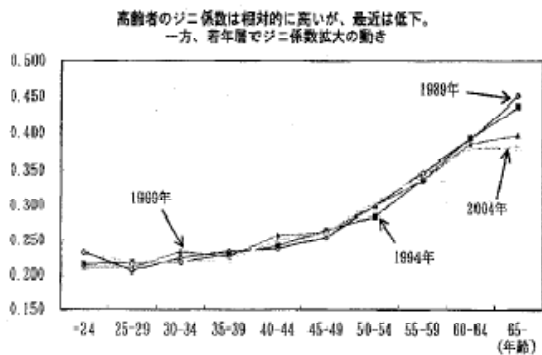
- 14.3兆円削減ケース、11.4兆円削減ケースは、「日本経済の進路と戦略」年次改定試算(平成19年8月6日経済財政諮問会議提出資料)に2008年度概算要求基準を反映させたもの。
- 増税必要額は、2011年度に消費税と所得税半々の増税を行い、2011年度の基礎的財政収支(PB)均衡を実現する場合の所得税と消費税の増収額。増税による経済の押し下げ効果や物価に与える影響等を加味するため、増税額とPB赤字は一致しない。
- 14.3兆円削減ケースと11.4兆円削減ケースでは、公共投資、その他分野の歳出の削減額が異なる。

税制調査会答申『抜本的な税制改革に向けた基本的考え方』(平成19年11月):参考資料より抜粋

格差問題による歳出増圧力

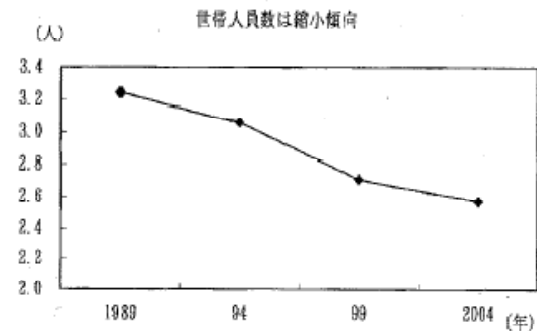
所得格差の拡大要因 - 高齢化と世帯規模の縮小

図3 所得の年齢階層別ジニ係数



(備考) 1. 総務省「全国消費実態調査」を特別集計し推計した。総世帯結果。

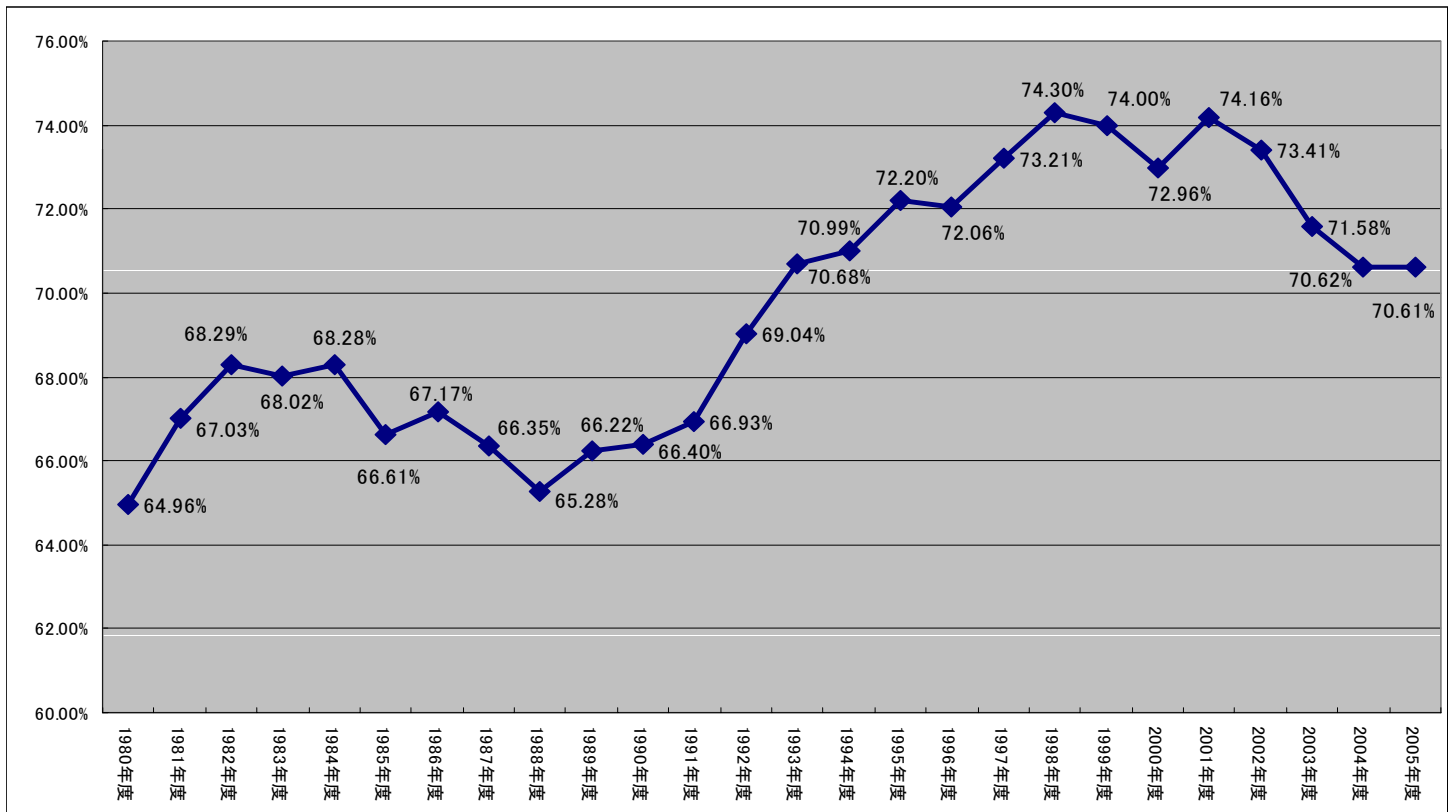
図4 世帯人員数の推移



(備考) 1. 総務省「全国消費実態調査」(総世帯結果)による。

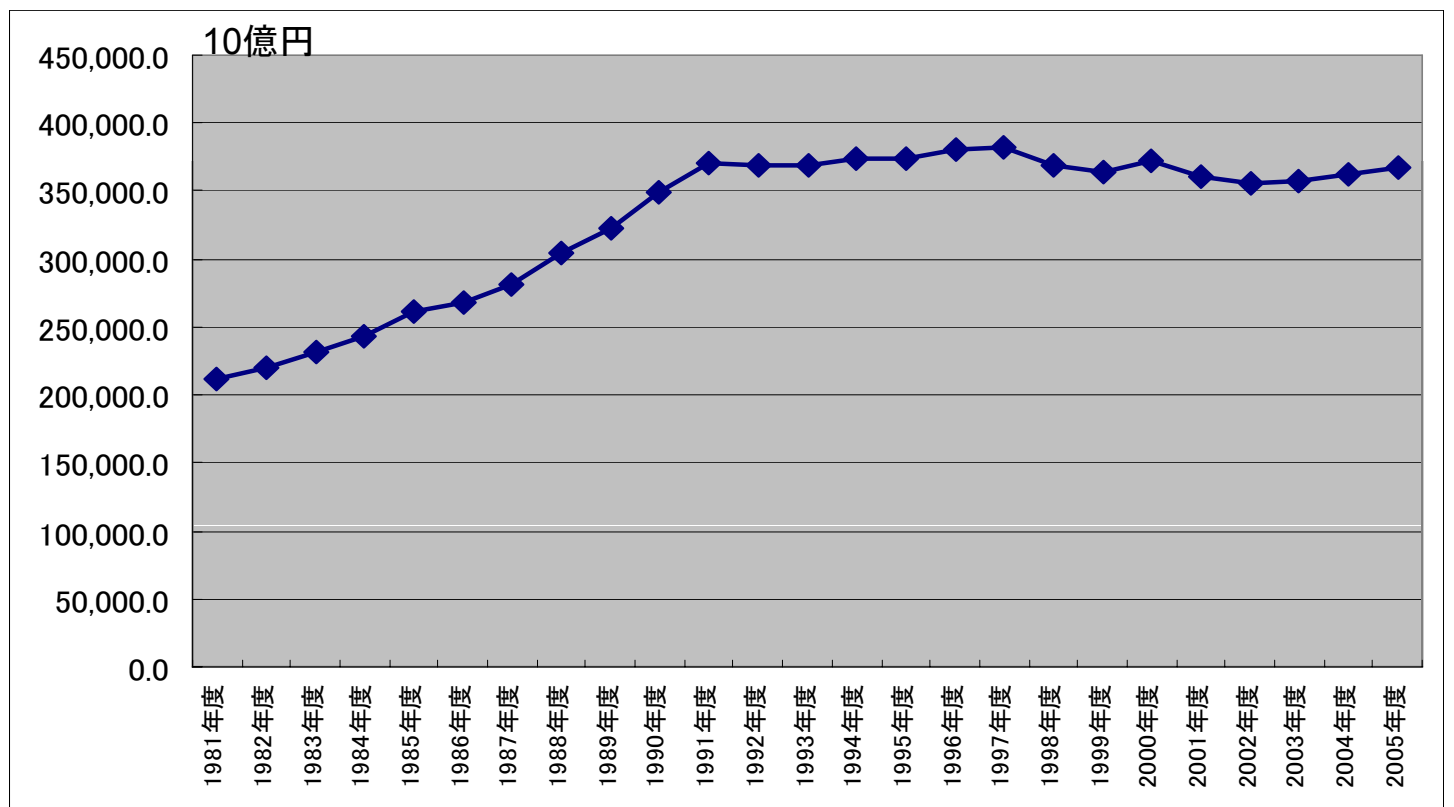
税制調査会答申『抜本的な税制改革に向けた基本的考え方』(平成19年11月):参考資料より抜粋

労働分配率の推移



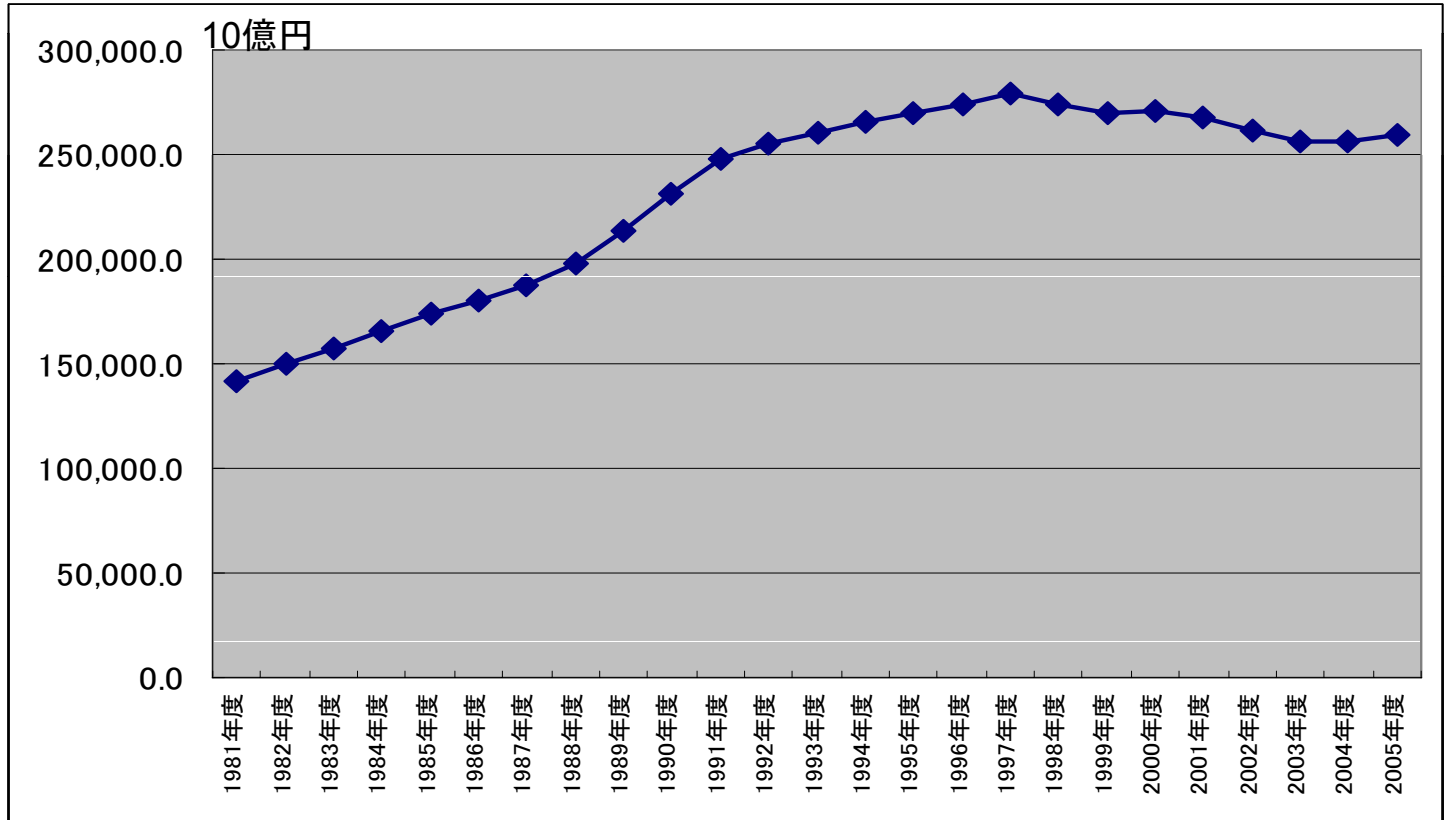
内閣府『国民経済計算』のデータを基に、筆者作成

名目国民所得の推移



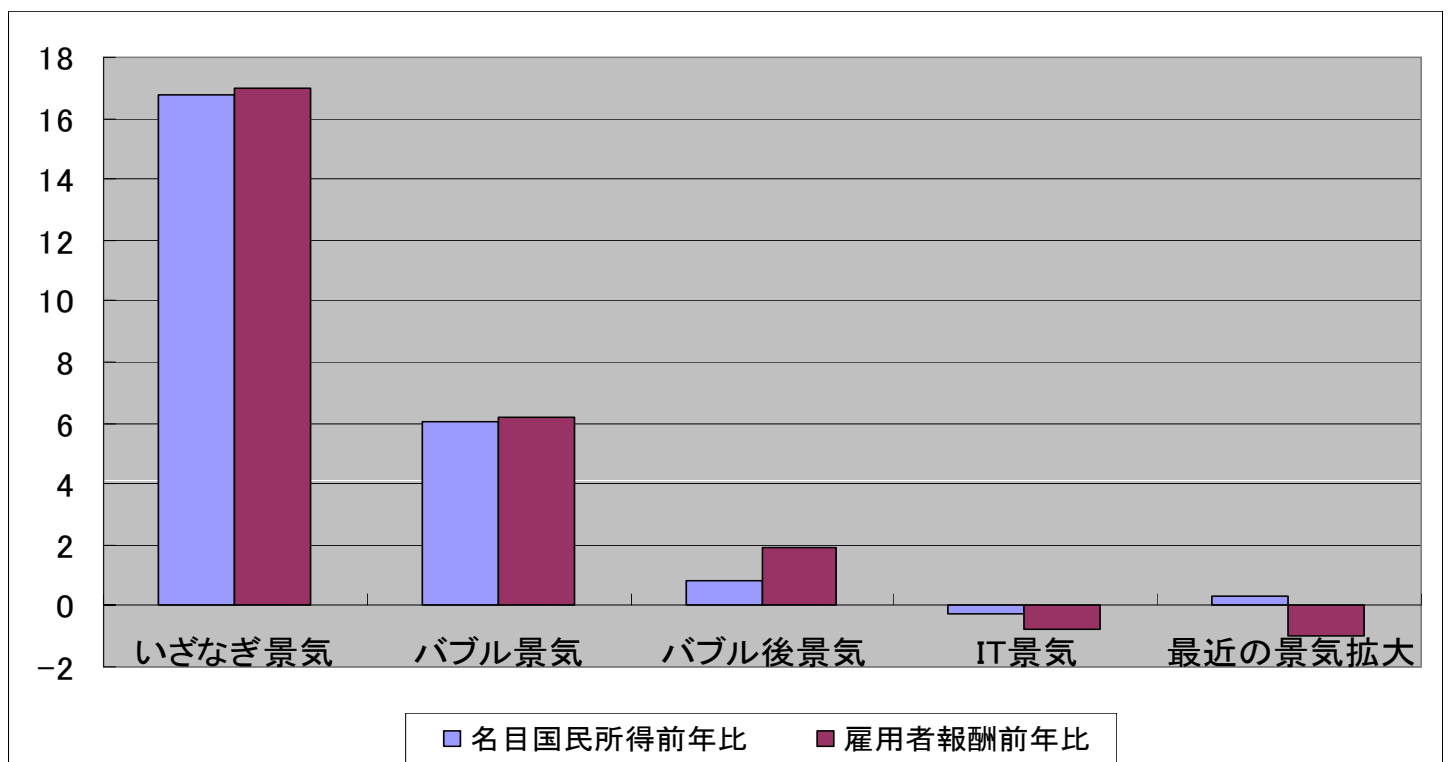
内閣府『国民経済計算』のデータを基に、筆者作成

名目雇用者報酬の推移



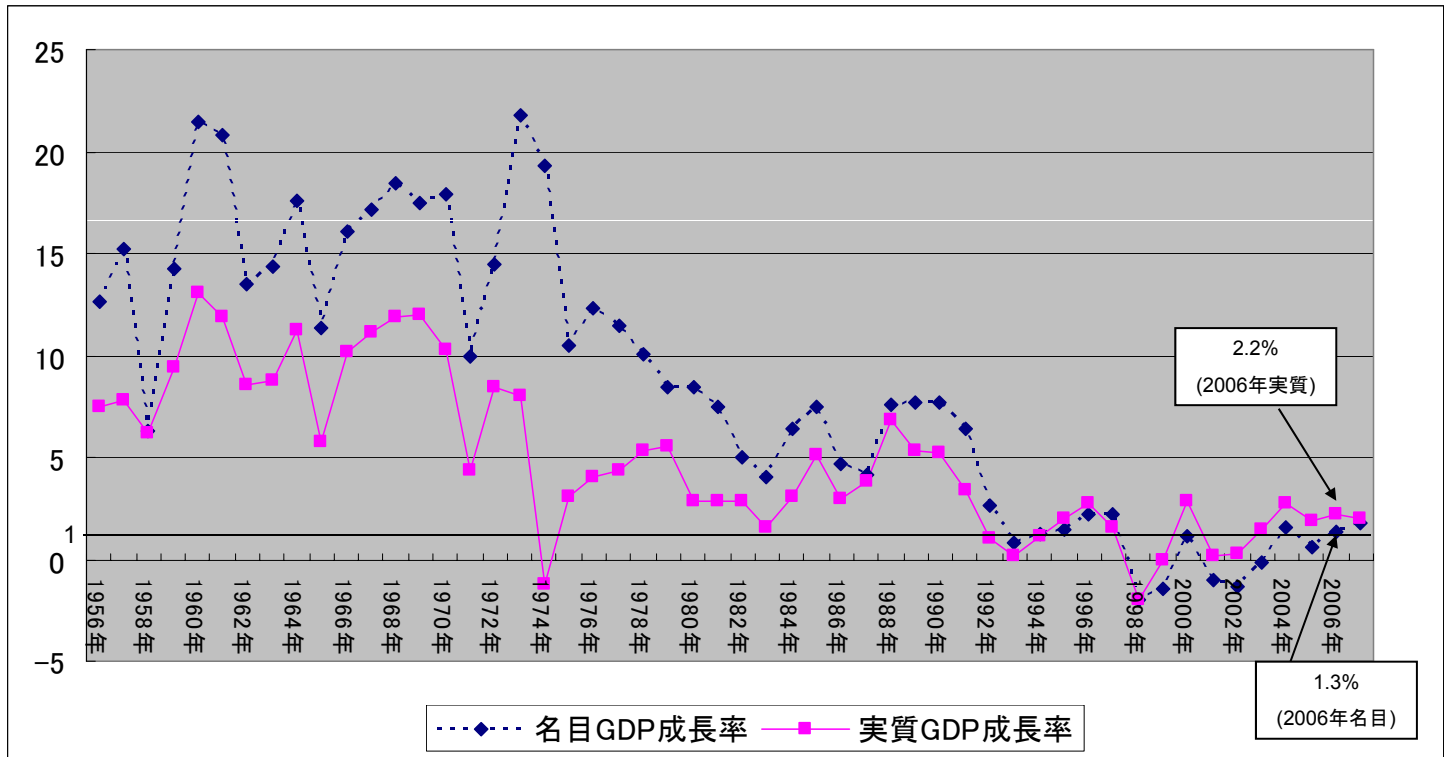
内閣府『国民経済計算』のデータを基に、筆者作成

景気拡張期における名目国民所得の 前年比と雇用者報酬の前年比



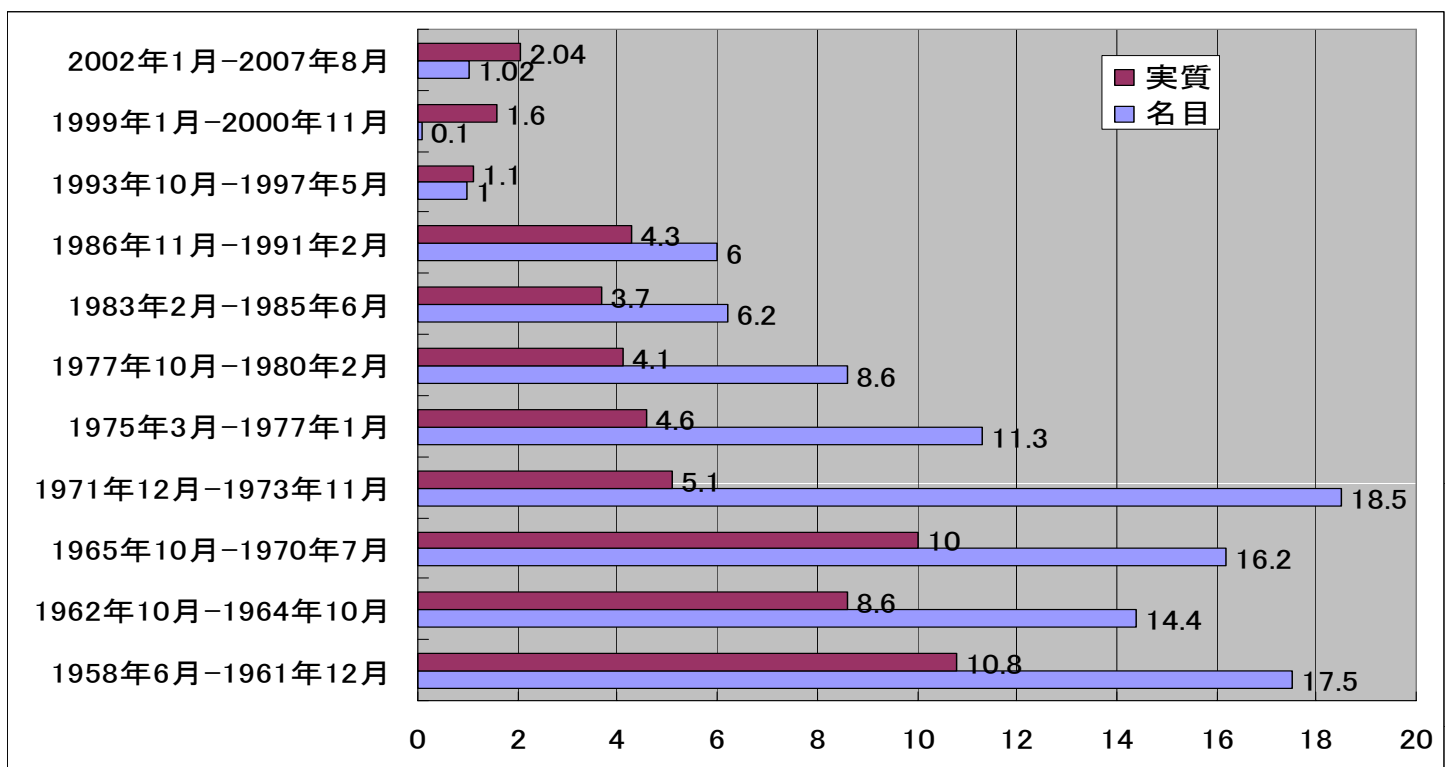
内閣府『国民経済計算』のデータを基に、筆者作成

経済の低成長・安定成長化



内閣府『国民経済計算』のデータを基に作成

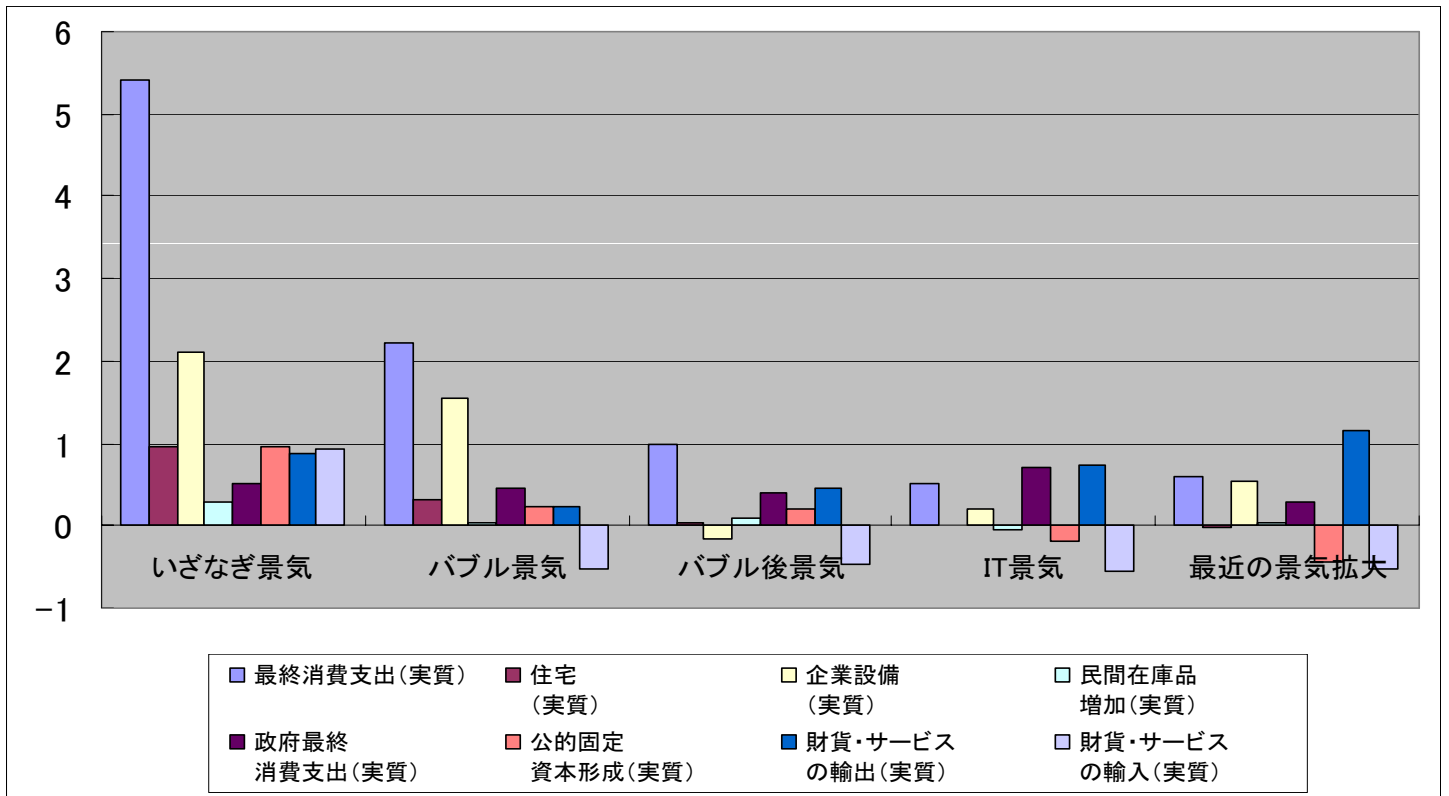
景気拡張期における名目成長率と実質成長率



内閣府『経済財政白書(平成18年度版)』、『国民経済計算』のデータを基に、筆者作成

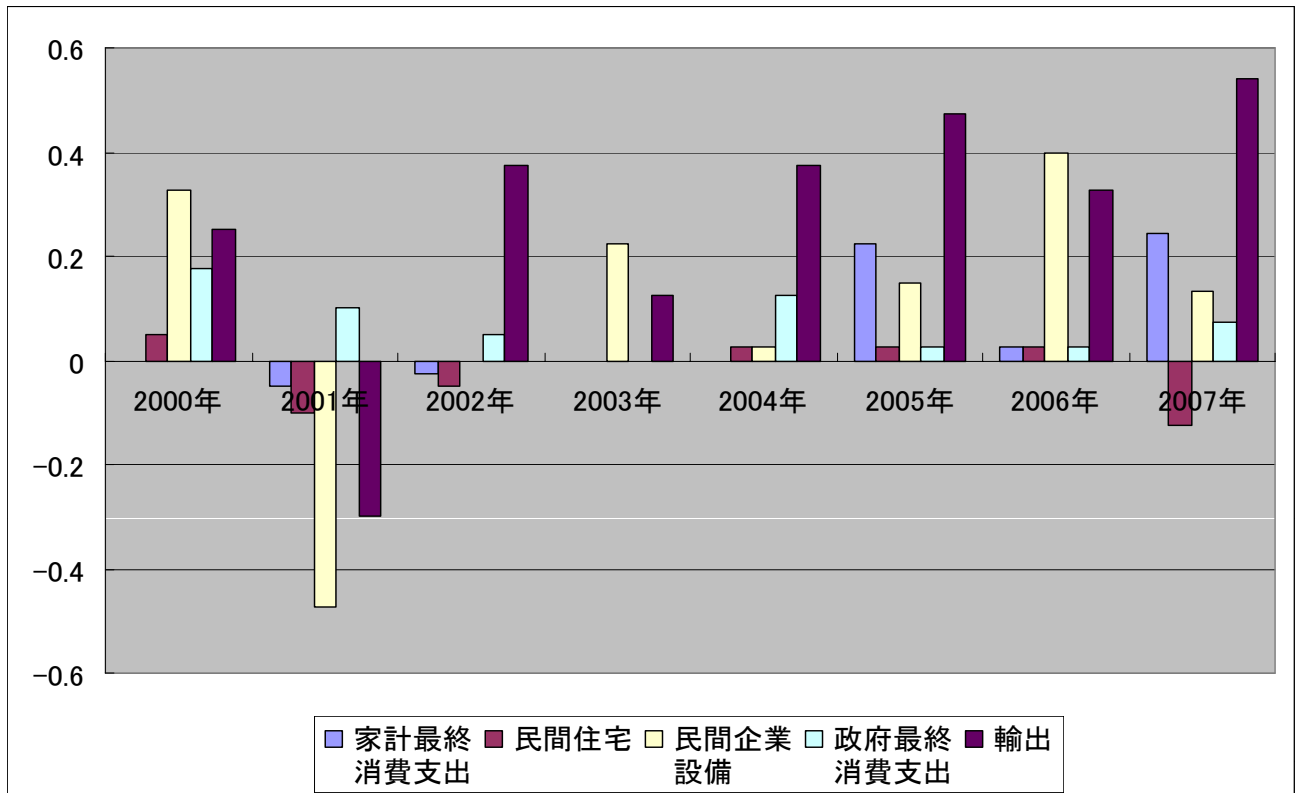
GDPに対する寄与度

(いざなぎ景気及びバブル景気以降の景気拡張)



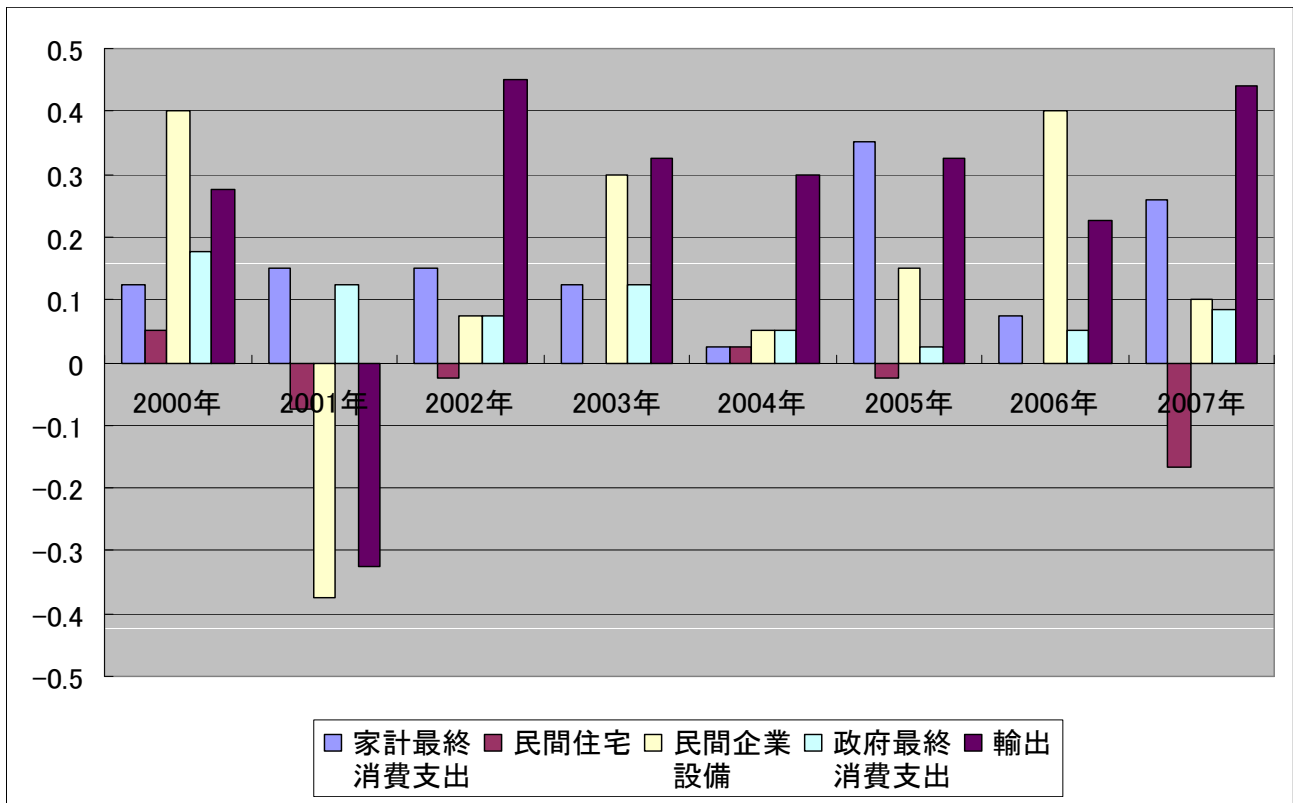
内閣府『国民経済計算』のデータを基に、筆者作成

近年のGDPへの寄与度(名目)



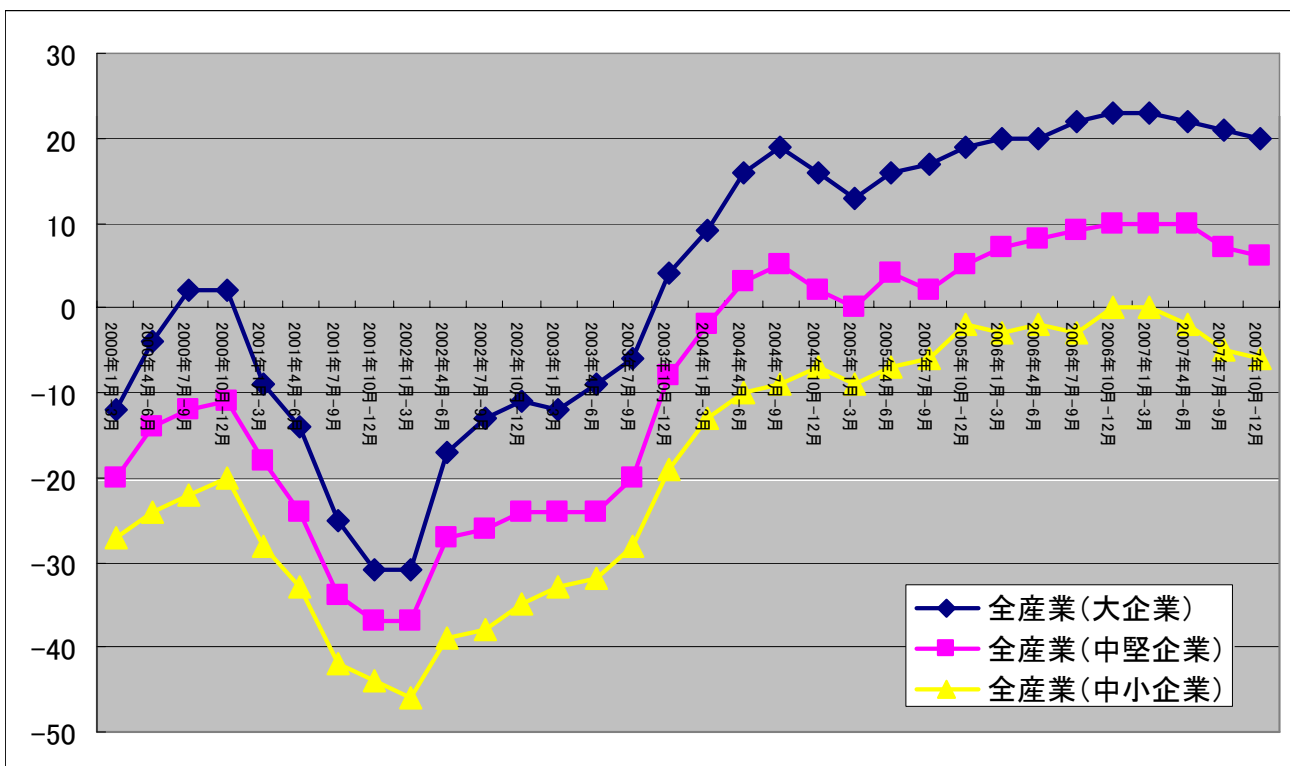
内閣府『国民経済計算』のデータを基に、筆者作成

近年のGDPへの寄与度(実質)



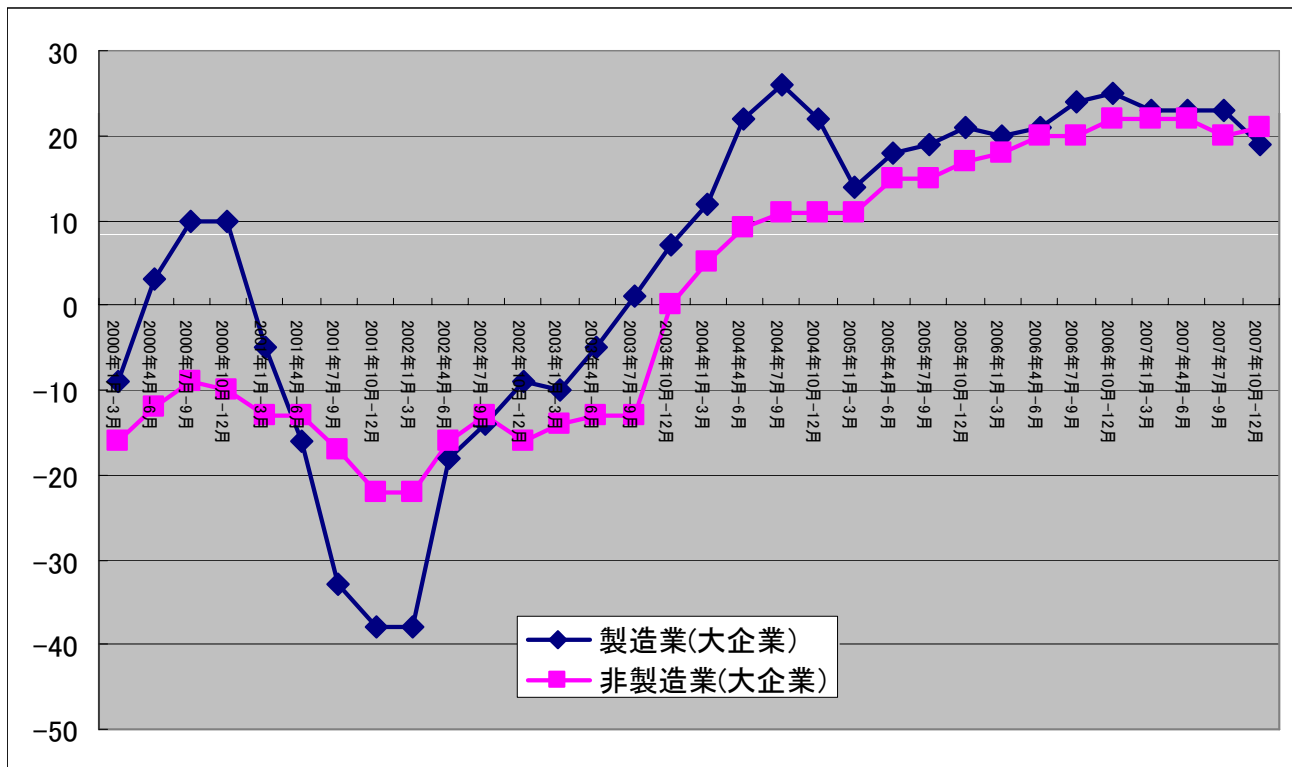
内閣府『国民経済計算』のデータを基に、筆者作成

企業の業況動向



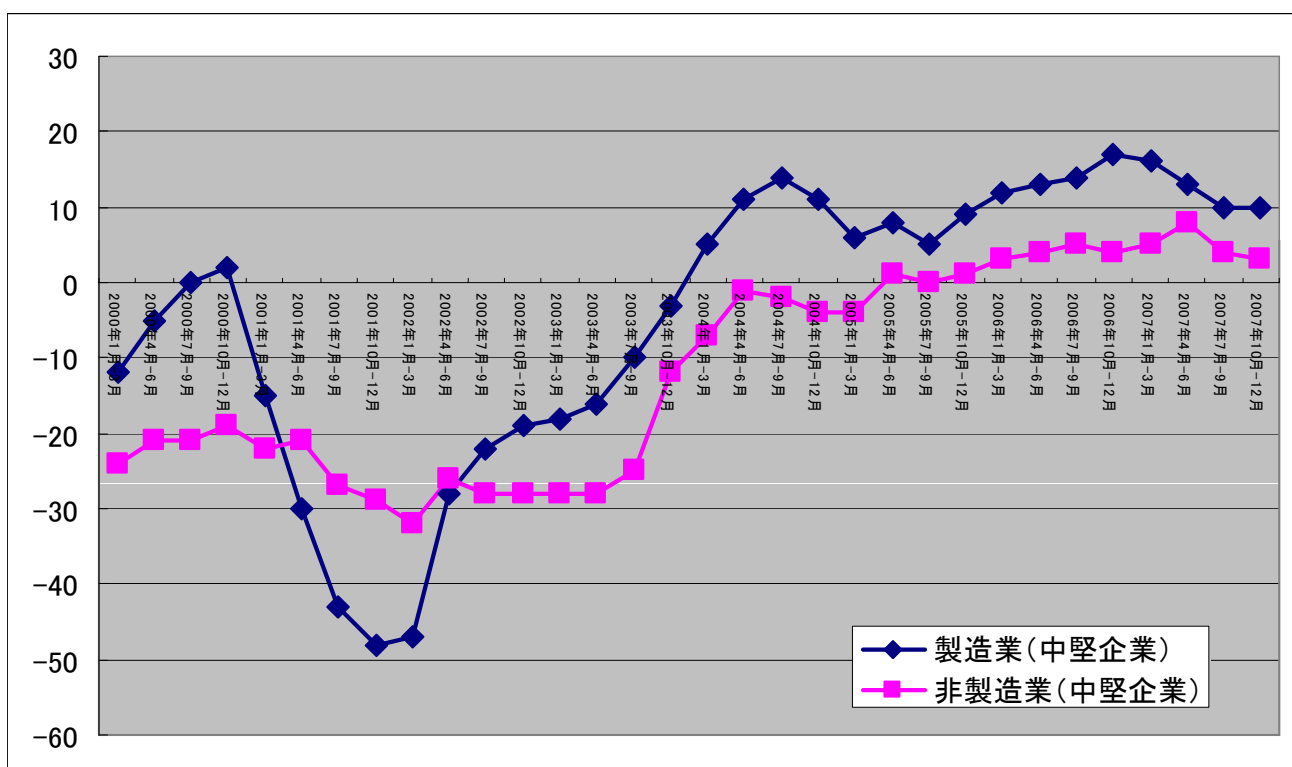
日本銀行『短観』データにも付き作成(2007年第4四半期は予測値)

大企業の業況動向



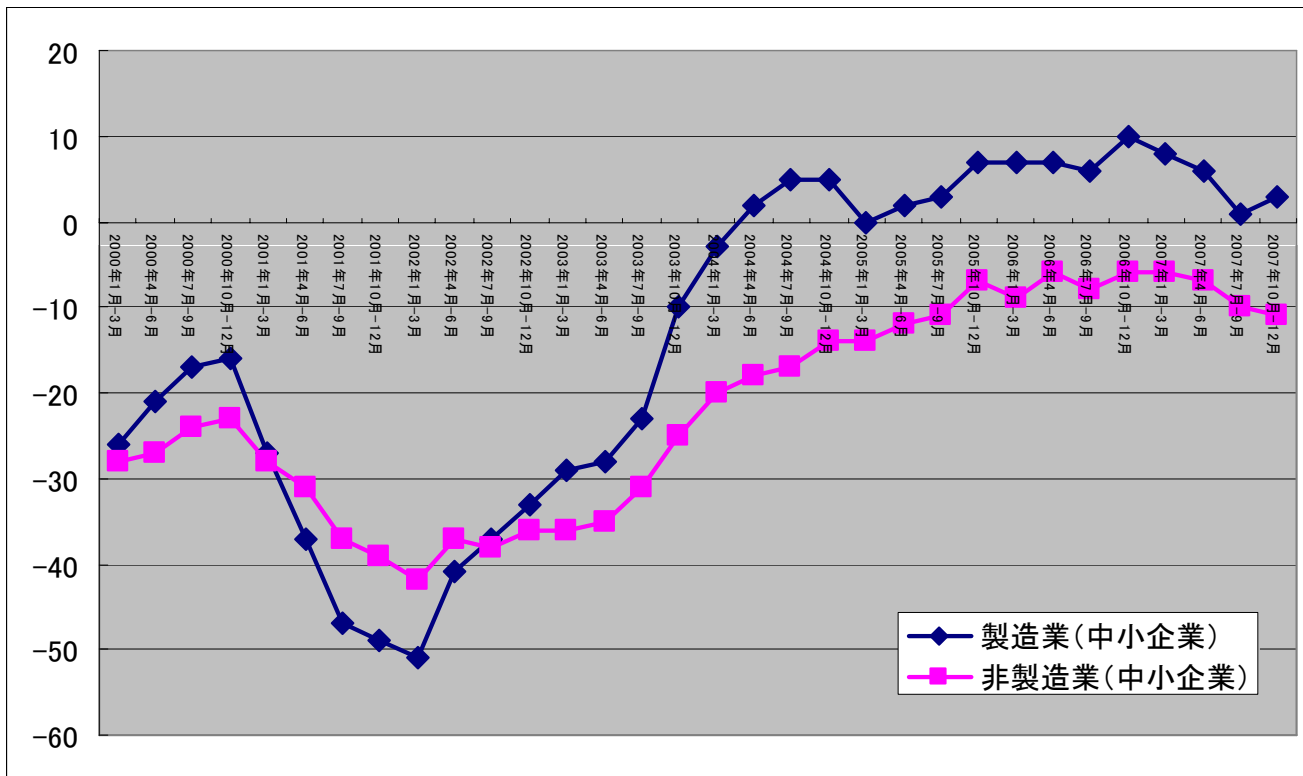
日本銀行『短観』データにも付き作成(2007年第4四半期は予測値)

中堅企業の業況動向



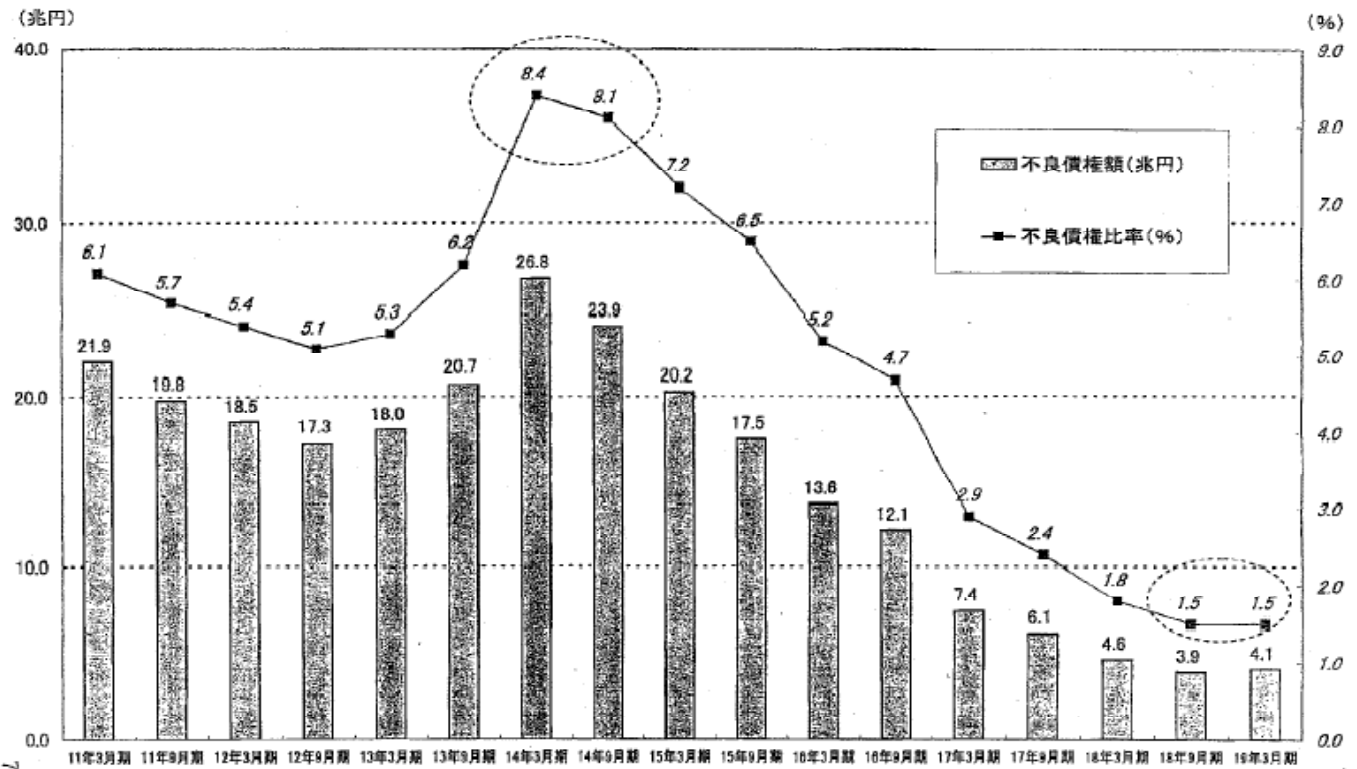
日本銀行『短観』データにも付き作成(2007年第4四半期は予測値)

中小企業の業況動向

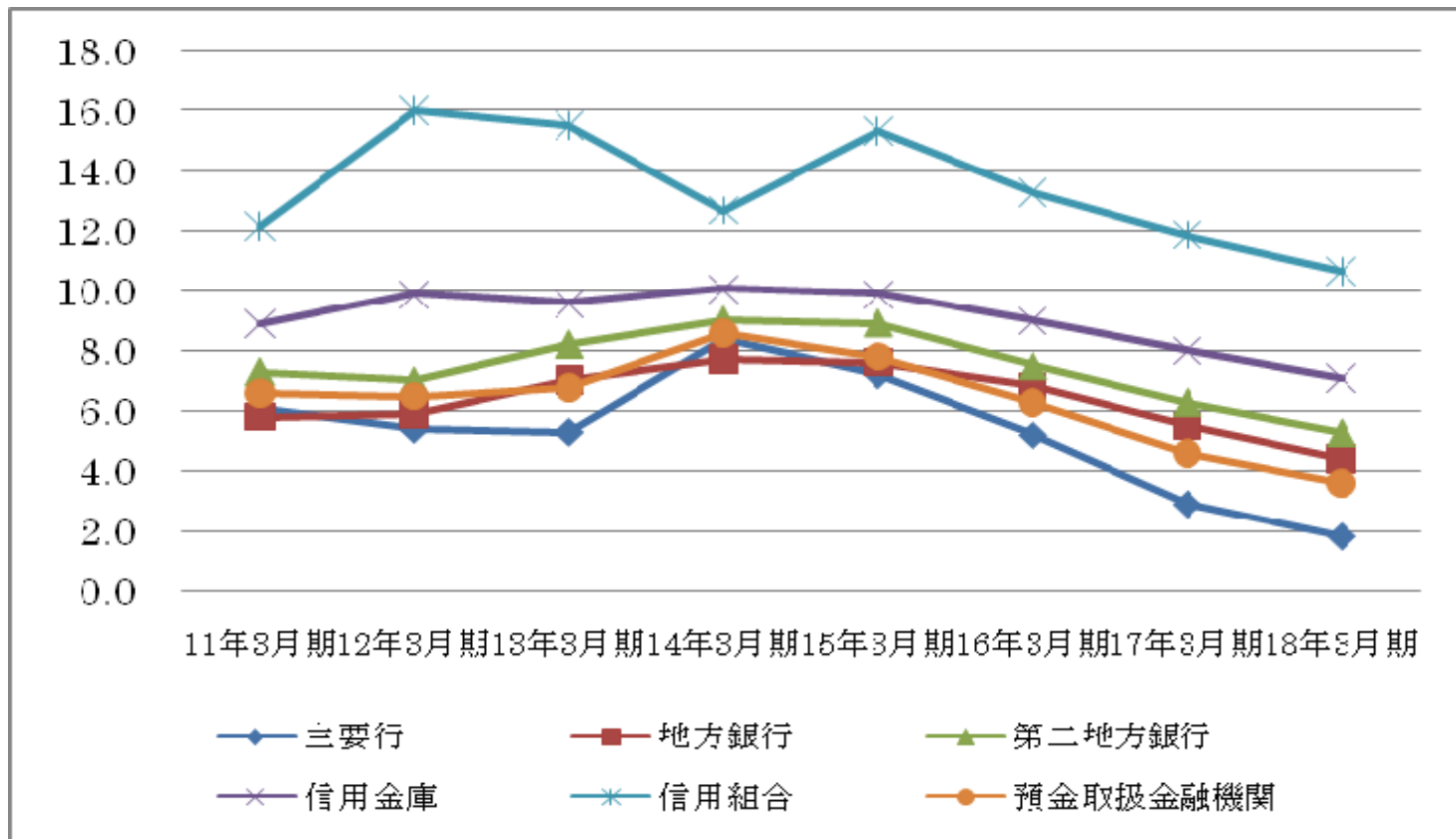


日本銀行『短観』データにも付き作成(2007年第4四半期は予測値)

不良債権（金融再生法開示債権）の推移（主要行）



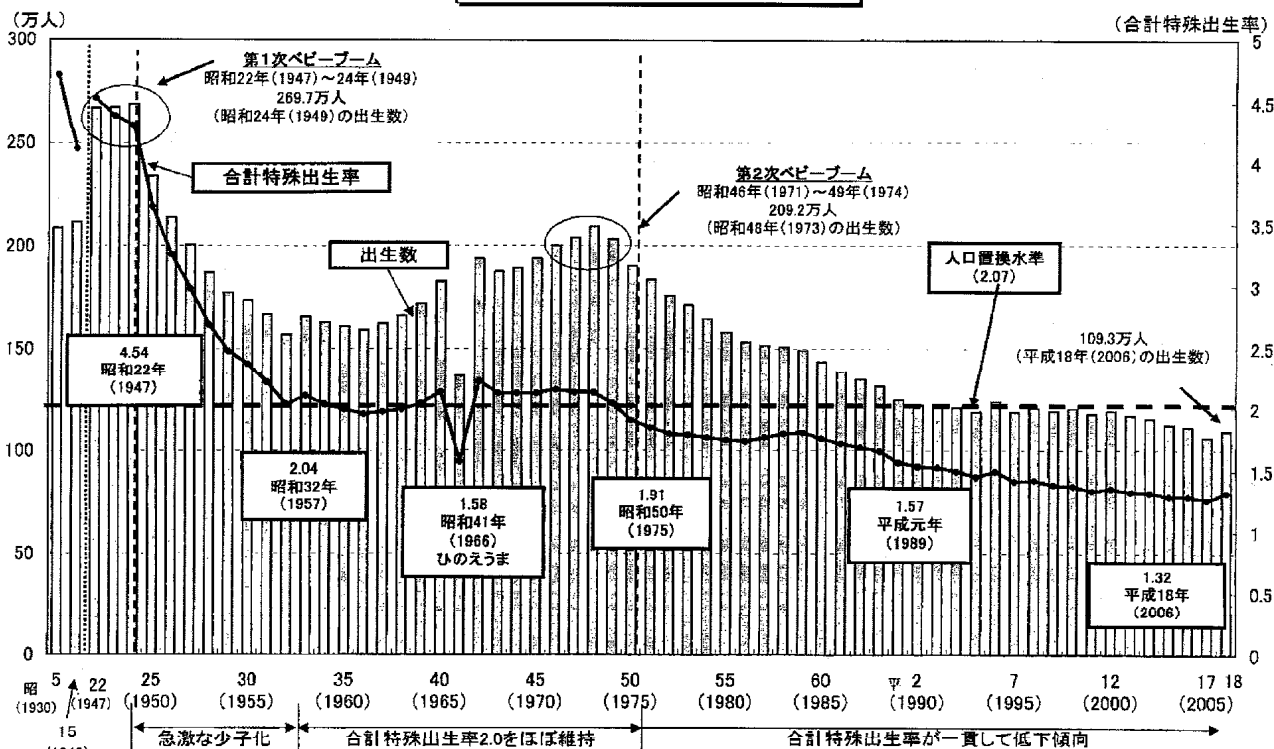
金融機関の不良債権比率



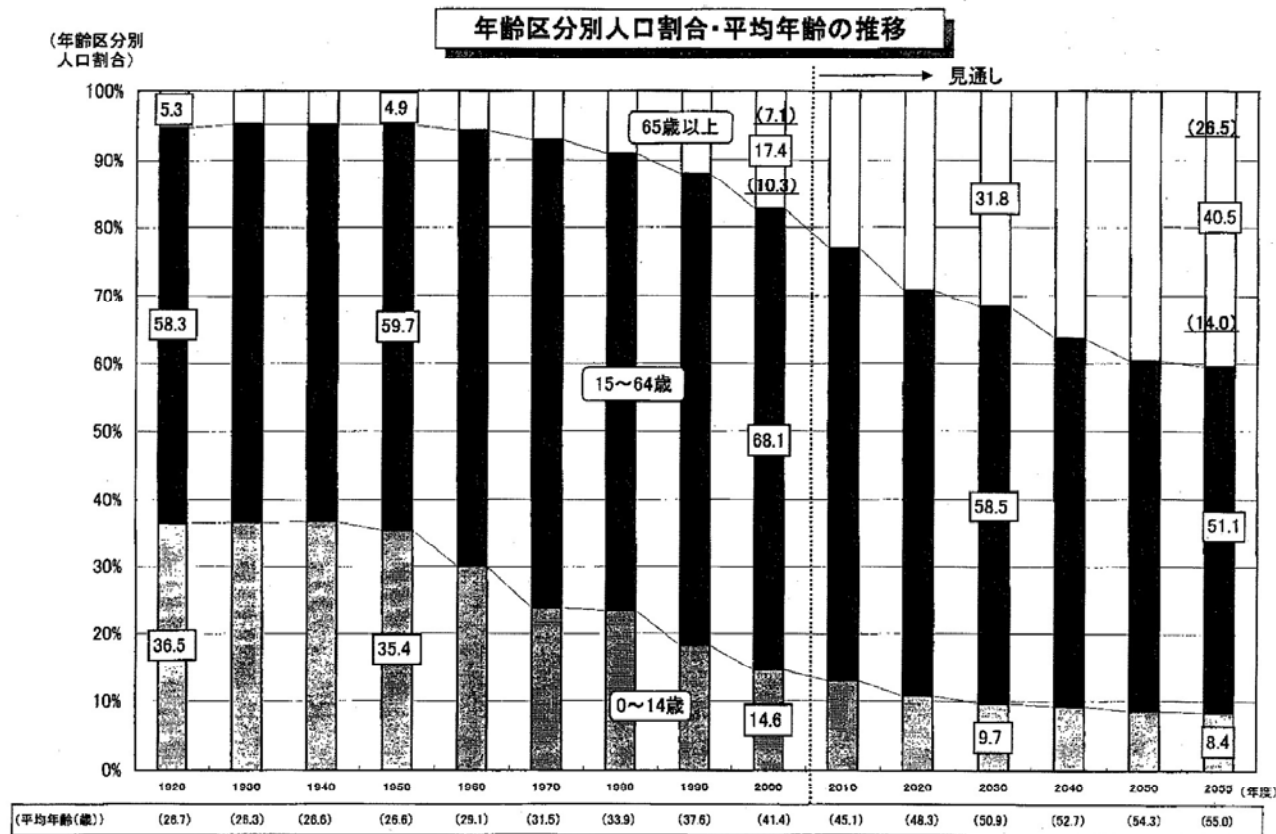
日本銀行のデータを基に、筆者作成

人口減少化、少子化、高齢化

出生数及び合計特殊出生率の推移



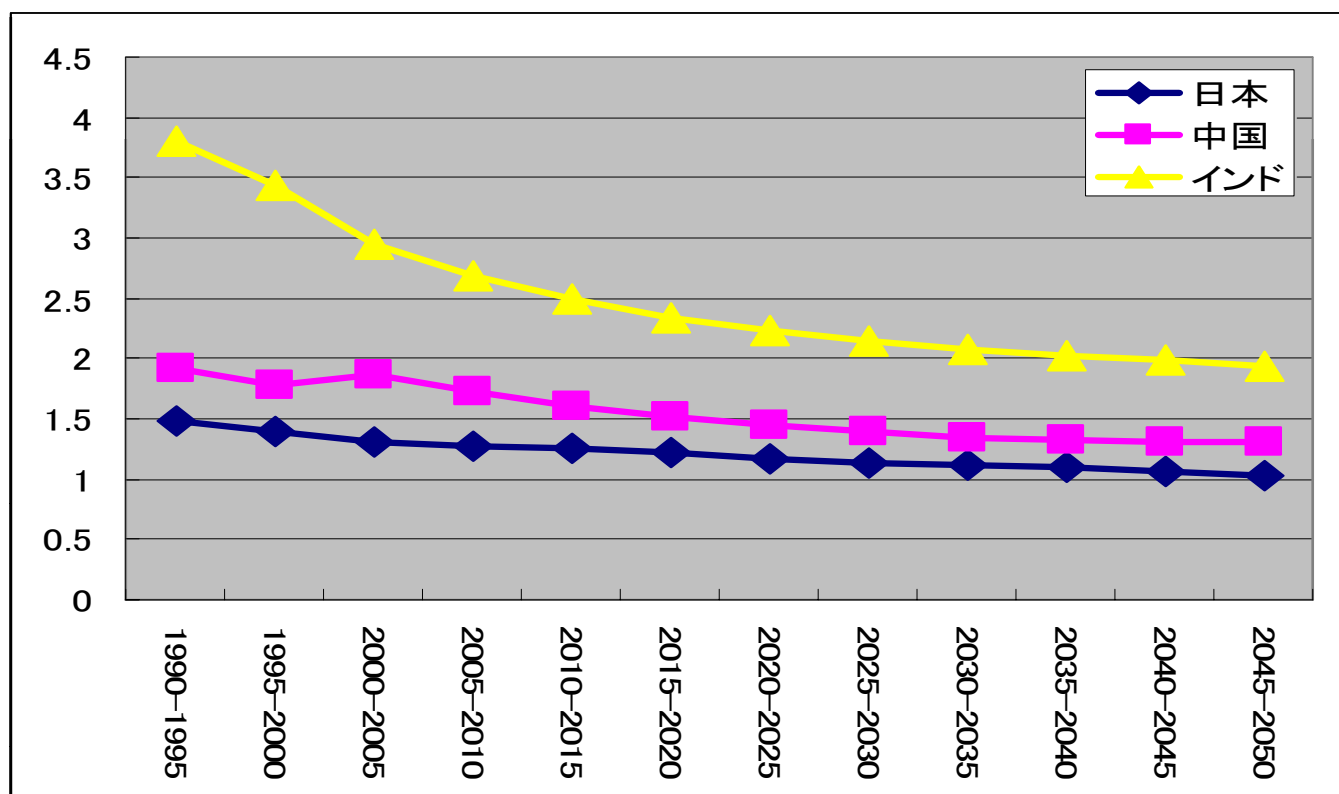
(備考)「合計特殊出生率」とは、15～49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、一人の女子が仮にその年次の年齢別出生率のペースで一生涯の間に産むとした時の子供数に相当する。
 「人口置換水準」とは、母親世代の女性が等しい数の娘世代の女性を産み残す水準であり、人口規模を維持するのに必要な水準(2.07程度)。
 (出所)国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集(2007年版)」,厚生労働省大臣官房統計情報「平成18年人口動態統計月報年計(確定数)の概況」



63

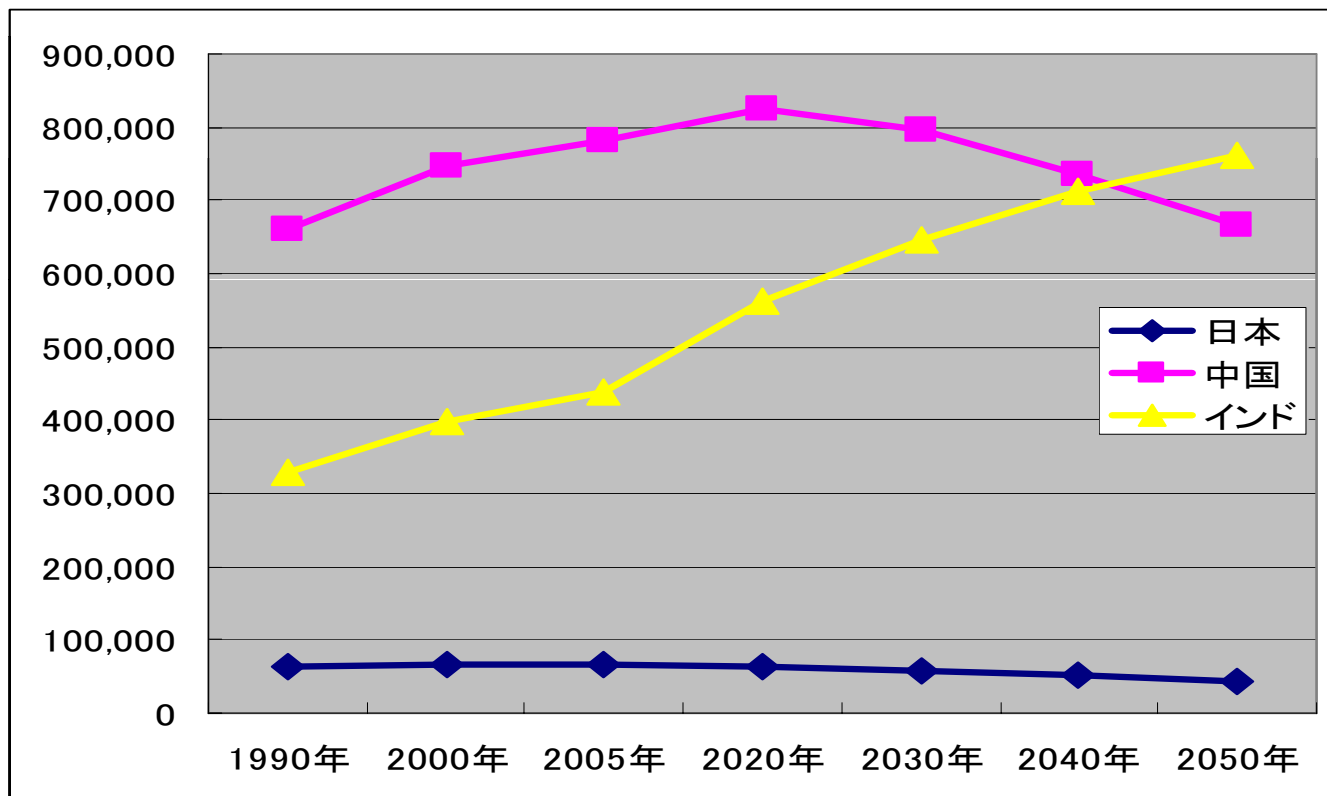
税制調査会答申『抜本的な税制改革に向けた基本的考え方』(平成19年11月): 参考資料より抜粋

合計特殊出生率の予測推移



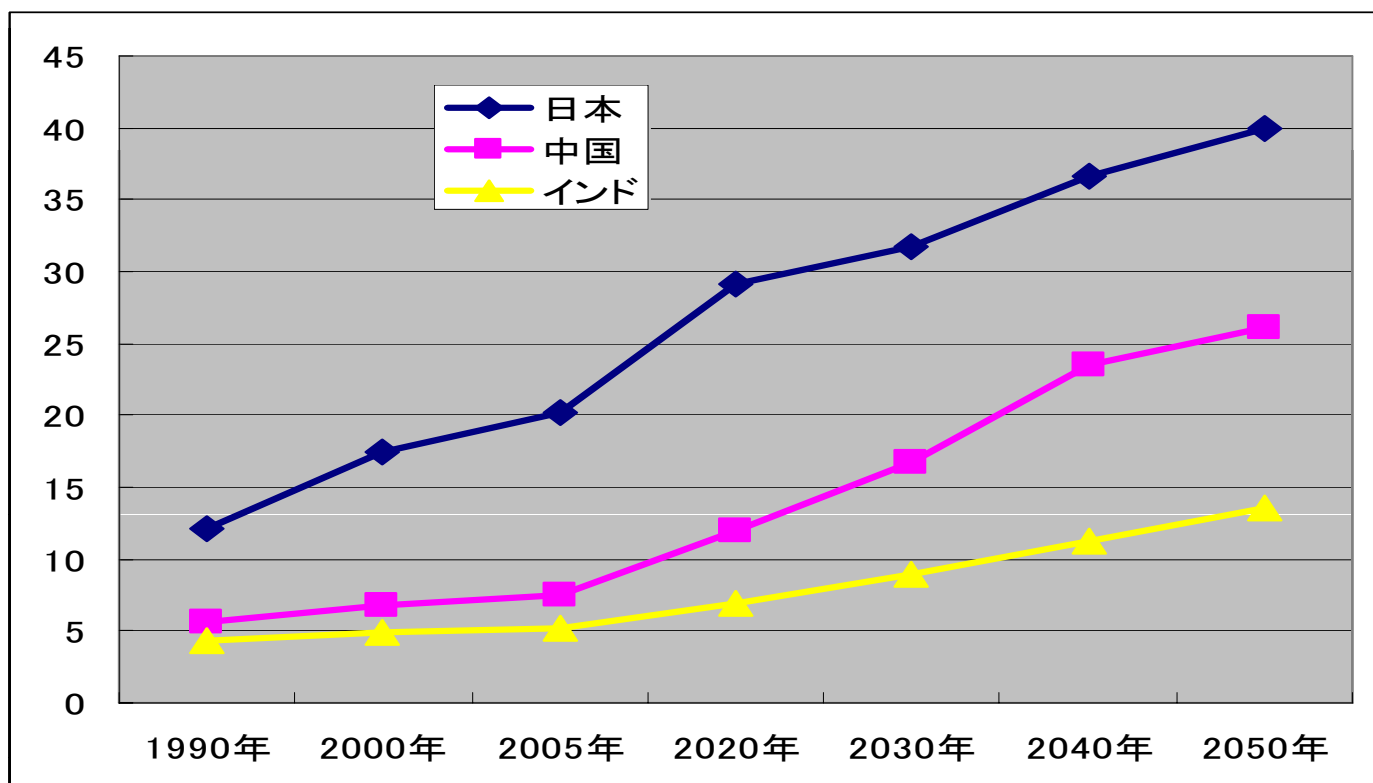
出典: 日本経済研究センター(2007)のデータに基づき作成

労働力人口の予測推移



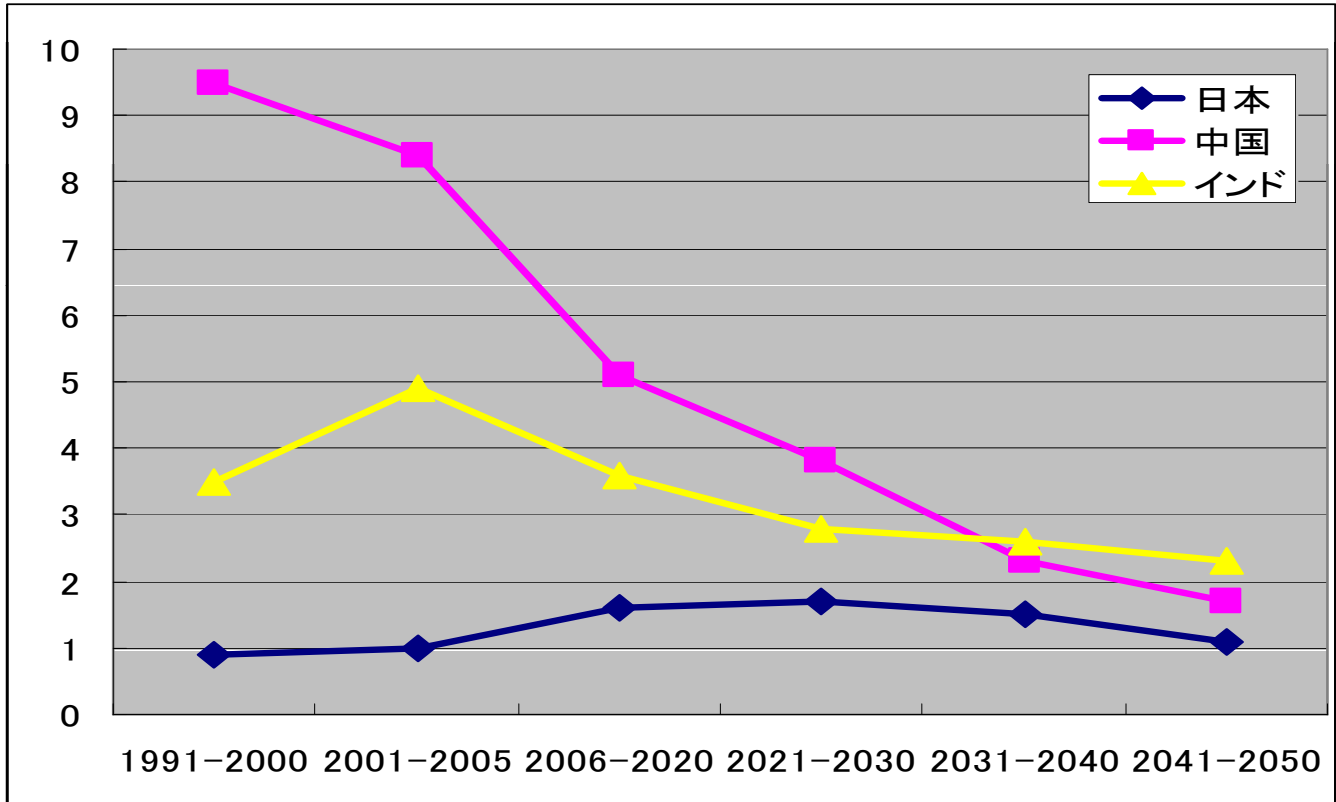
出典: 日本経済研究センター(2007)のデータに基づき作成

老年人口割合の予測推移



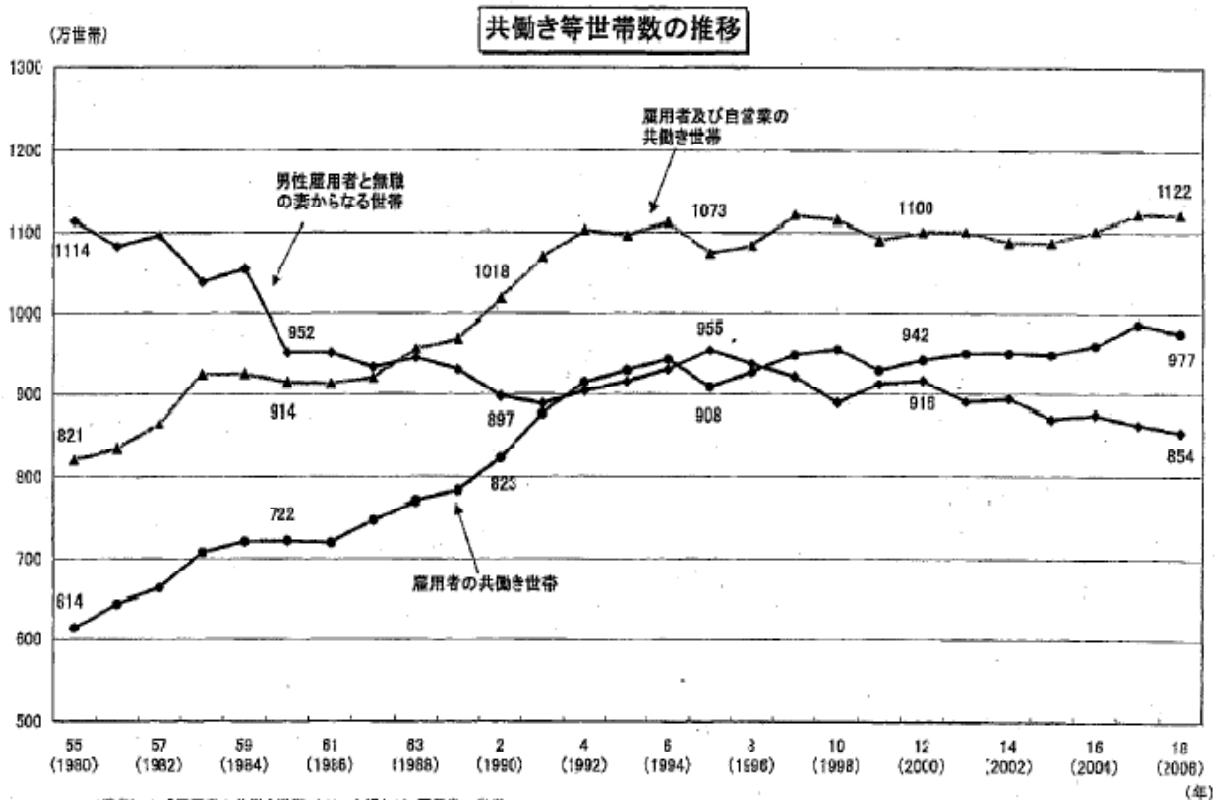
出典: 日本経済研究センター(2007)のデータに基づき作成

一人当たりGDPの予測推移

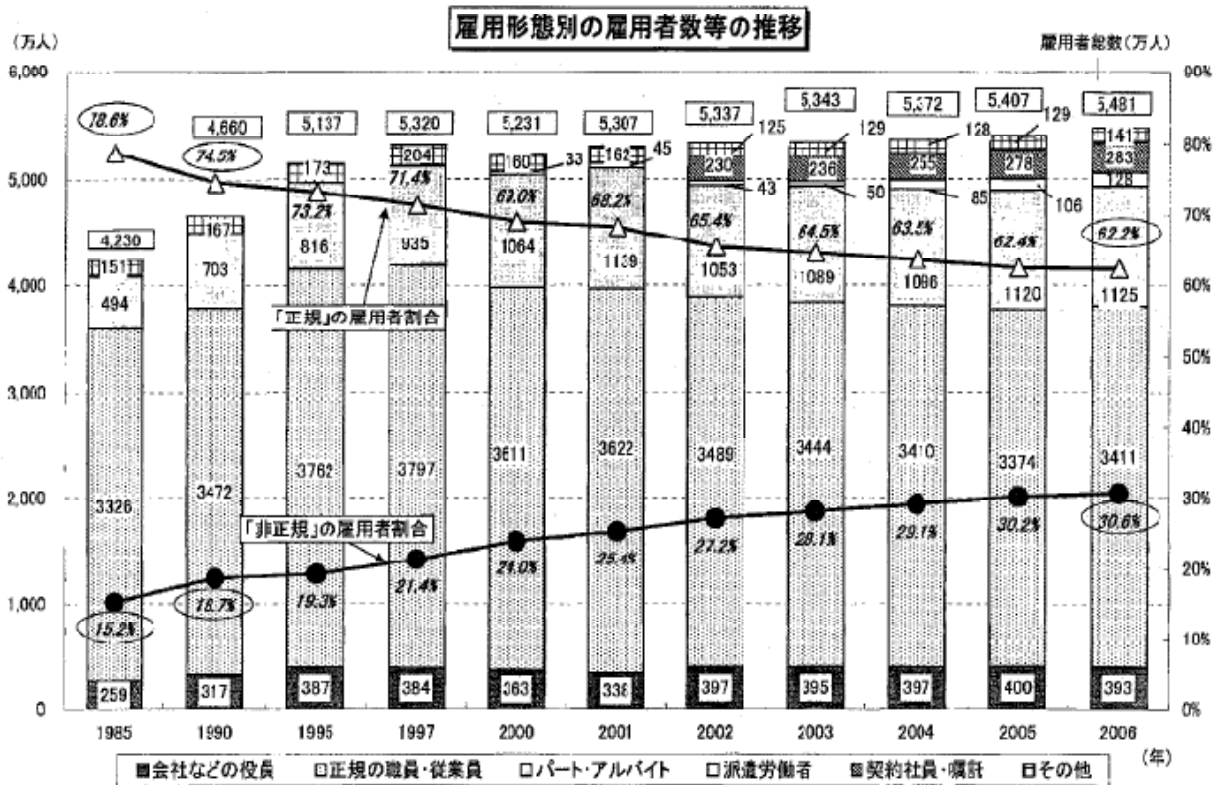


出典: 日本経済研究センター(2007)のデータに基づき作成

ワークライフバランスと税制



(備考) 1. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに雇用者の世帯。
 2. 「男性雇用者と無職の妻からなる世帯」とは、夫が雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。
 3. 「雇用者及び自営業の共働き世帯」とは、夫が雇用者又は自営業主・内職者で、妻が雇用者又は自営業主・内職者の世帯。
 4. 就業者から農林漁及び家族従業者を除いた。
 (出所) 「労働力調査特別調査」「労働力調査」(総務省)により作成。



(備考) 1985年から1997年の統計では、「パート・アルバイト」の項目の中に「派遣労働者」の数値が含まれている。
 ・「正規」の雇用者割合＝正規の職員・従業員／雇用者総数(%)
 ・「非正規」の雇用者割合＝パート・アルバイト＋派遣労働者＋契約社員・嘱託＋その他／雇用者総数(%)
 1985年から2001年の統計は「労働力特別調査報告(2月)」によるため、接続しない点に留意する必要がある。
 (出版)総務省「労働力特別調査」「労働力調査(詳細結果)」

税制調査会答申『抜本的な税制改革に向けた基本的考え方』(平成19年11月):参考資料より抜粋

抜本的税制改革を いかに進めるか

税制改革をいかに進めるか

- 伝統的な課税三原則
 - － 公平、中立、簡素
- 最近議論される課税三原則
 - － 公平、活性、簡素
- 「中立」か「活性」か
 - － 「活性」原則は、租税特別措置などを使って、一部の経済主体を優遇することであり、歪めることによって、税制全体を歪めてしまう。
 - － レントシーキングの可能性がある。

補助金・租税特別措置と レントシーキング

- 特定の目標のため特定の産業・活動・人々に対して優遇を与える租税特別措置は、租税制度を通じてなされる隠された政府補助金にほかならない。この優遇措置は、政府によって人為的に創出される特権的レントであり、一般の人々への移転を意味する。(Surrey 1973)
- 租税支出の形のレントは、直接補助金の形のレントよりも利益集団にとっては好ましい。

横山(1995)p.125

補助金・租税特別措置と レントシーキング

- その理由は単純で、租税支出は一般有権者の目にふれにくい隠れた補助金だからである。
- ある利益集団がレントを求めれば、他の利益集団も別にレントを求めだす。
- 立憲後のレント・シーキングを未然に防ぐには、立憲段階で租税減免措置をルール化しておく必要が生じ、それを租税基本法で規定することを合理的個人は同意する。
- 「消費ないし支出を課税ベースとした人的控除の租税減免と累進税率をもつ直接税型の目的税体系の租税制度」を、合理的個人は選択する。

横山(1995)pp.125-126

レーガン政権の2つの税制改革

• 第1期レーガン政権の法人所得税改正

- 設備投資を増加させるため、投資税額控除の拡大、減価償却期間の短縮。
- 減税規模は、1981年度から86年度までの累計で、1600億ドルに達した。
- 財政赤字の拡大による金利上昇の影響もあり、設備投資は期待したほど回復しなかった。そればかりか、既存の重工業からハイテク産業などへの産業構造の効率的な転換を妨げた。
- とくに不動産、リースへの優遇策は、投資判断に歪みをもたらし、企業も国民も税制のループ・ホールの活用に熱心になるなど、経済活動が攪乱された。

富田(1999;p.130)

レーガン政権の2つの税制改革

• 第2期レーガン政権の法人所得税改正

- 1986年税制改正で、投資税額控除を廃止するなどによって課税ベースを拡大し、法人税率を46%から34%に引き下げた。
- レーガン第1期の税制改正は、大規模減税を内容とするものであったが、第2期には、自らが拡大した諸控除を廃止し、限界税率を引き下げるといふ税制中立の画期的な税制改革を行った。

富田(1999;p.130)

抜本的税制改革の論点

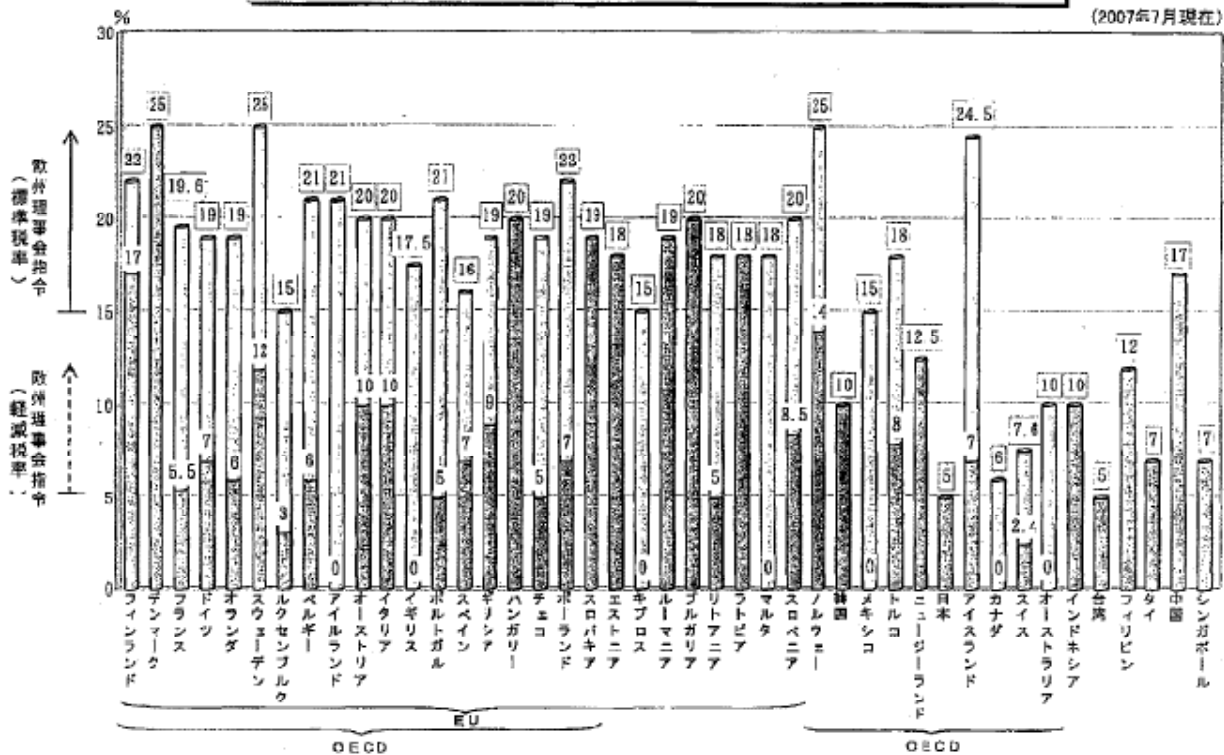
相続+生涯所得=生涯消費+遺産

- 所得税
 - 累進性と課税最低限
- 消費税
 - 累進消費税
- 資産税
 - 相続税強化と中小企業の事業継承優遇税制
- 法人税
 - 租税特別措置か税率引き下げか

消費税改革

付加価値税率(標準税率及び食料品に対する適用税率)の国際比較(未定稿)

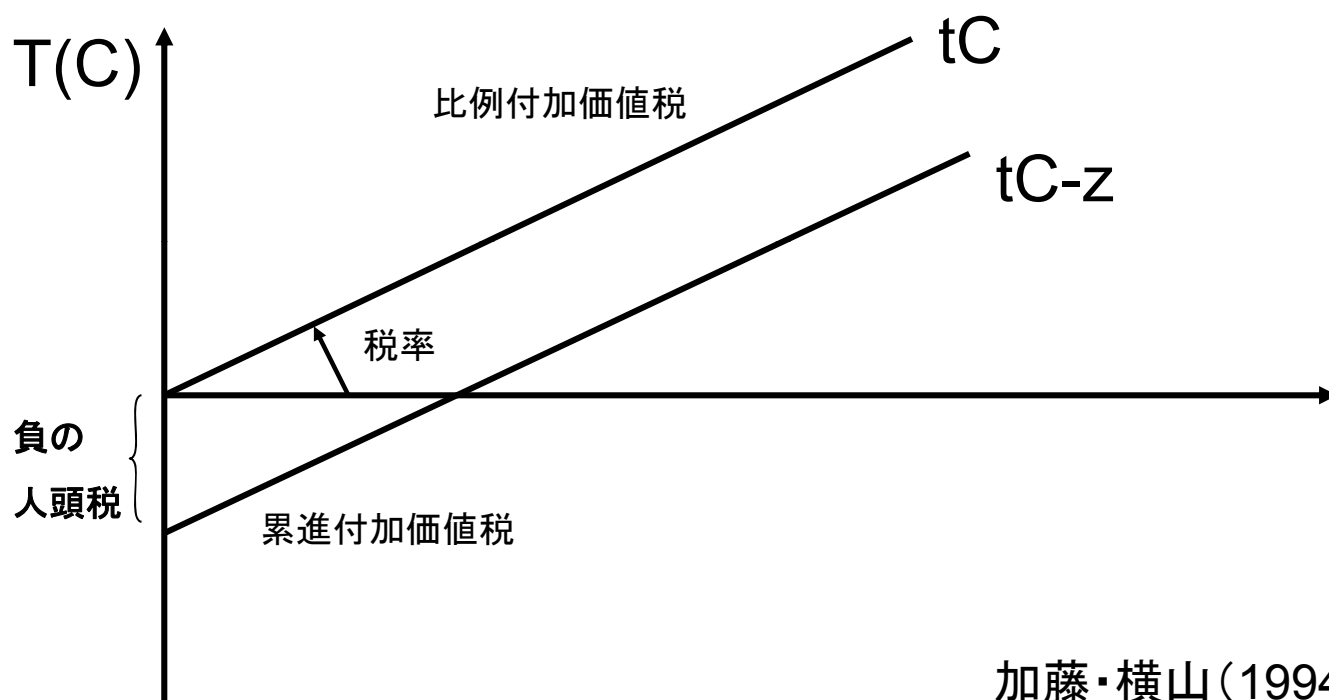
(2007年7月現在)



(備考) 1. 日本の消費税率9%のうち1%相当は地方消費税(地方税)である。
 2. カナダにおいては、運賃の付加・サービス税(付加価値税)の他に、ほとんどの種で小売売上税等が課される。(例:オンタリオ州 9%)
 3. アメリカは、州、県、市により小売売上税が課されている。(例:ニューヨーク州 4.375%)
 4. 上記中、**□** が食料品に係る適用税率である。なお、軽減税率が適用される食料品の範囲は各国ごとに異なり、食料品によっては標準税率が適用される場合がある。また、未加工農産物など一部の食料品については上記以外の取扱いとなる場合がある。
 5. 欧州理事会指令においては、ゼロ税率及び0%未満の軽減税率は否定する考え方が採られている。

(出所) 財団法人「European Taxation Database」、各国大使館聞き取り調査、欧州議会及び各国政府ホームページ等による。

累進付加価値(消費)税



抜本的税制改革のシナリオ

- 2009年の政府税調中期答申で、「抜本的税制改革」が答申？
 - 2010年通常国会で法改正→2011年に施行？
- 「ねじれ国会」の影響は？
 - 2013年までは、現在の枠組みが続けば、「ねじれ国会」の状況も継続。
 - 国会内の枠組みの再編も政治的には重要。
- 2008年3月末を、どのように乗り越えるか
 - 「予算」は通っても、「予算関連法案」は通らず？
 - 特例公債が発行できない事態も。
 - 「暫定税率」の期限切れ
 - ガソリン税の事実上の減税効果
 - 「租税特別措置」の期限切れ
 - 中小企業優遇税制の事実上の増税効果
 - 福田内閣は、3分の2条項を使う決断に迫られる？

参考文献

- 加藤寛・横山彰(1994),『税制と税政』,読売新聞社
- 富田俊基(1999),『国際累増のつけを誰が払うのか』,東洋経済新報社
- 日本経済研究センター(2007),『人口が変えるアジアー2050年の世界の姿ー』,長期経済予測報告書
- 税制調査会答申『抜本的な税制改革に向けた基本的考え方』(平成19年11月)
- 横山彰(1995),『財政の公共選択分析』,東洋経済新報社
- 横山彰(2007),『経済教室:消費税論議から逃げるな』,日本経済新聞2007年9月27日付け朝刊